

資料編

1. 環境基準及び要請限度

(1) 大 気

昭和53年7月11日 環境庁告示第38号

区分	二酸化硫黄 (SO ₂)	一酸化炭素 (CO)	浮遊粒子状物質 (SPM)	二酸化窒素 (NO ₂)	光化学オキシダント (O _x)
環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること	1時間値の1日平均値が0.1mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.2mg/m ³ 以下であること	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること	1時間値が0.06ppmであること
長期的評価	1日平均値の2%除外値が0.04ppm以下	1日平均値の2%除外値が10ppm以下	1日平均値の2%除外値が0.1mg/m ³ 以下	1日平均値の年間98%値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下	
	年間における1日平均値のうち高い方から2%の範囲内にあるものを除外したものの(1日平均値の2%除外値)について行う。ただし、1日平均値について環境基準を超える日が2日以上連続した場合は環境基準に適合しない事とする。			年間における1日平均値のうち低い方から98%に相当するもの(1日平均値の98%値)について行う	
短期的評価	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること	1時間値の1日平均値が0.1mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.2mg/m ³ 以下であること		1時間値が0.06ppmであること

(備考) 長期的評価にあつては、年間の測定時間が6,000時間未満の場合は評価対象としない。

平成9年2月4日 環境庁告示第4号、11年同第68号、13年環境省告示第30号

物質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	ダイオキシン類
環境基準	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること

(2) 水 質

① 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

類型 項目	利用目的の適応性	基 準 値（日間平均値）				
		水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質濃度(SS)	容存酸素量(DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN/ 100ml以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN/ 100ml以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	5,000MPN/ 100ml以下
C	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	—
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2 mg/ℓ 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/ℓ 以上	—

1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3. 水産1級：ヤマメ・イワナ等腐水性水域の水産生物用並びに水産2級および水産3級の
水産生物用
水産2級：サケ科魚類およびアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の
水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
 5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度
- ※ 本区内河川における環境基準の類型指定状況はP 8（図表1-11）を参照してください。

②生活環境の保全に関する環境基準（海域）

類型	項目	利用目定期の適応性	基準値（日間平均値）			
			水素イオン濃度（pH）	化学的酸素要求量（COD）	容存酸素量（DO）	大腸菌群数
A	水産1級 水浴 自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1,000MPN/100ml以下	検出されないこと
B	水産2級 工業用水及びC以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	—	検出されないこと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/ℓ以下	2mg/ℓ以上	—	—

1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 3. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度
- ※ 本区内海域における環境基準の類型指定状況はP8（図表1-11）を参照してください。

③人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01mg/ℓ以下	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下
鉛	0.01mg/ℓ以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
六価クロム	0.05mg/ℓ以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
砒素	0.01mg/ℓ以下	チウラム	0.006mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下	シマジン	0.003mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	セレン	0.01mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	ふっ素	0.8mg/ℓ以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.02mg/ℓ以下	ほう素	1mg/ℓ以下
シス-1, 1-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	ダイオキシン類	1pg-TEQ/ℓ以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下		

（備考）

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係わる基準値については、最高値とする。
2. ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

(3) 騒音

①騒音に係る環境基準 (H10.9.30 環境庁告示第64号)

環境基準と地域類型の当てはめ(12.3.31 東京都告示第420号)

騒音に係る環境基準と地域類型の当てはめは次のとおり。

(この基準は航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。)

単位:デシベル

地域 類型	当てはめ地域	地域の区分	時間の区分	
			昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
AA	清瀬市の区域のうち、松山3丁目1番、竹丘1丁目17番、竹丘3丁目1番から3番まで及び竹丘3丁目10番の区域		50以下	40以下
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 これらに接する地先、水面	一般地域	55以下	45以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
B	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域に定めのない地域 これらに接する地先、水面	一般地域	55以下	45以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 これらに接する地先、水面	一般地域	60以下	50以下
		車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下

(備考) 車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、上表の、A・B類型の「2車線以上の車線を有する道路」及びC類型の「車線を有する道路」が幹線交通を担う道路の場合、これに近接する空間については上表に関わらず特例として次表のとおりとする。

昼間(6時～22時)	夜間(22時～6時)
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められているときは、屋内へ透過する基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。	

注：「幹線交通を担う道路」(H10.9.30環大企第256号大気保全局長通知)

「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、及び市町村道(市町村道にあっては、4車線以上の区間に限る。)等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。

- ・ 2車線以下の車線を有する道路 15メートル
- ・ 2車線を越える車線を有する道路 20メートル

② 騒音規制法の自動車騒音に係る要請限度

騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める環境省令 (昭 46.6.23 総・厚令第 3 号、改正:平 12.12.15 総理府令第 15 号)

騒音規制法の規定に基づく自動車騒音の限度を定める区域等

(昭 47.5.1 都告示第 518 号、改正:平 12.3.15 告 279 号)

単位:デシベル

区域の区分	当てはめ地域	車線等	時間の区分	
			昼間 (6～22時)	夜間 (22～6時)
a 区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 (AA 地域を含む)	1 車線	65	55
		2車線以上	70	65
		近接区域	75	70
b 区域	第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	1 車線	65	55
		2車線以上 近接区域	75	70
c 区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	1 車線 2 車線以上 近接区域	75	70
記事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車線とは 1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道部分をいう。 ・ 近接区域とは、幹線交通を担う道路に近接する区域をいい、幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び 4 車線以上の区市町村道をいう。近接する区域とは、車線の区分に応じた道路端からの距離が 2 車線以下の車線を有する道路は 15m、2 車線を越える車線を有する道路は 20m の範囲とする。 			

(備考)

1 測定評価の地点

- (1) 道路に接して住居等が立地している場合は、道路端における騒音レベルとする。
- (2) 道路に沿って非住居系の土地利用がなされ、道路から距離において住居等が立地している場合は、住居等に到達する騒音レベルを測定評価する。

2 騒音の測定は当該道路のうち原則として交差点を除く部分に係る自動車騒音を対象とし、測定日数は、連続する 7 日間のうち当該自動車騒音の状況を代表すると認められる 3 日間について行うものとする。

3 騒音の測定方法は、原則として JIS Z8731 に定める騒音レベル測定法による。

4 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとする。

騒音の大きさは、測定した値を時間の区分ごとに 3 日間の原則として、全時間を通じてエネルギーに平均した値とする。

(4) 振 動

振動規制法の道路交通振動に係る要請限度

振動規制法第16条及び同施行規則第12条(別表第2)

振動規制法施行規則に基づく道路交通振動の限度の区域区分等

(昭52.3.30 都告示第242号)

単位:デシベル

	区 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
	あてはめ地域	昼間	夜間
第1種区域	第1種・第2種低層住居専用地域	65 (8～19時)	60 (19～8時)
	第1種・第2種中高層住居専用地域		
	第1種・第2種住居地域		
	準住居地域 用途地域の定めのない地域		
第2種区域	近隣商業地域 商業地域	70 (8～20時)	65 (20～8時)
	準工業地域 工業地域		
第2種区域に該当する地域に接する地先は、第2種区域の基準が適用される。			

(備考)

- 振動の指定場所は、道路の敷地の境界線とする。
- 振動の測定は、当該道路に係る道路交通振動を対象とし、当該道路交通振動の状況を代表すると認められる1日について、昼間及び夜間の区分ごとに1時間当たり1回以上の測定を4時間以上行うものとする。
- 振動の測定方法は、次のとおりとする。
 - 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。
 - 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所。
 - 傾斜及び凹凸がない水平面を確保できる場所。
 - 温度、電気、磁気等の外圍条件の影響を受けない場所。
 - 暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。

測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動(当該指定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいいます。)の指示値の差が10デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の上覧に掲げる指示値の差ごとに、同表の下欄に掲げる補正值を減ずるものとする。

指示値の差(デシベル)	3	4	5	6	7	8	9
補正值(デシベル)	3	2		1			

- 振動レベルは、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80%レンジの上端の数値を、昼間及び夜間の区分ごとに全てについて平均した数値とする。

(5) 悪 臭

悪臭防止法及び環境確保条例の規定に基づく規制基準

平成14年7月1日施行

種 別	敷 地 境界線	煙突等気体排出口					排水
		排出口の実高さが15m以上		排出口の実高さが15m未満			
		排出口の実高さが周辺最大建物高さの2.5倍以上	排出口の実高さが周辺最大建物高さの2.5倍未満	排出口の口径が0.6m未満	排出口の口径が0.6m以上0.9m未満	排出口の口径が0.9m以上	
住居地域等	臭気指数 10	敷地境界線の規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出する臭気排出強度	$qt=275 \times Ho^2$	臭気指数 31	臭気指数 25	臭気指数 22	臭気指数 26
商業地域 準工業地域等	臭気指数 12		$qt=436 \times Ho^2$	臭気指数 33	臭気指数 27	臭気指数 24	臭気指数 28
工業地域等	臭気指数 13		$qt=549 \times Ho^2$	臭気指数 35	臭気指数 30	臭気指数 27	臭気指数 29

(備考)

- ・ 臭気指数とは、臭気濃度の常用対数値に10を乗じた数値(臭気指数 = $10 \times \log$ 臭気濃度)である。
- ・ qt は、排出ガスの臭気排出強度(単位 温度零度、圧力一気圧の状態に換算した立法メートル毎分)を表す。
- ・ Ho は、排出口の実高さ(単位 メートル)を表す。

(6) 光化学スモッグ緊急時発令基準及び措置

区分	発令の基準	措 置		
		緊急時協力工場・事業場	自動車等	一 般
予 報	気象条件から注意報が予想されるとき	燃料使用量の削減協力要請	不要不急の自動車等を使用しないよう協力要請	下記(1)と同じ
注意報	オキシダント濃度 0.12ppm以上で気象条件からその継続が認められるとき	通常の燃料使用量より20%程度削減勧告	当該地域を通過しないよう協力要請	(1)ばい煙排出者に対し自主規制を協力要請 (2)屋外になるべく出ない。屋外運動はさし控える。被害にあった人は保健所に連絡する。
警 報	オキシダント濃度 0.24ppm以上で気象条件からその継続が認められるとき	通常の燃料使用量より40%程度削減勧告		
重 大 緊急報	オキシダント濃度 0.40ppm以上で気象条件からその継続が認められるとき	通常の燃料使用量より40%以上削減命令	都公安委員会に対し道路交通法の規定による措置をとるべく要請	
学校情報	(提供基準) オキシダント濃度 0.10ppm以上で気象条件からその継続又は悪化が認められるとき			上記(2)について周知する。

2. 江東区環境基本条例・同施行規則

(1) 江東区環境基本条例

平成 10 年 12 月 15 日

条例第 48 号

目 次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 7 条)
- 第 2 章 環境の保全に関する施策(第 8 条—第 19 条)
- 第 3 章 江東区環境審議会(第 20 条・第 21 条)
- 第 4 章 雑則(第 22 条)
- 附 則

いま新たな環境問題があらわれ、その影響はさまざまなかたちで私たちのまちにも及んでいる。そして、累積する環境への負荷は、人類の生存基盤である地球の環境をもおびやかそうとしている。

私たちの江東区は、多くの水辺に恵まれており、その水辺は、幾多の変遷を経て独自の文化や伝統を育み、私たちにうるおいのある生活と環境をもたらしてくれている。

この水に代表される豊かな環境を、未来ある子どもたちに残したい——私たちの願いは、将来にわたって安心して住み続けられる、環境保全に配慮したまちづくりへと結実していかなければならない。そして、かけがえない地球を守るために、共に行動し、地域の取組を地球全体へと広げていかなければならない。

このような決意のもとに、水と緑に彩られた、環境にやさしい都市の創造をめざして、ここにこの条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全についての基本理念を定め、区、区民及び事業者の協働の取組及び責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する基本的な事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の区民の安全で健康かつ快適な生活の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境の保全 地域及び地球の良好な環境を維持し、再生し、回復し、及び創出することをいう。

(2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、公害をはじめとする環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、すべての区民が安全で健康かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全は、すべての日常生活及び事業活動において、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築することを目的として行われなければならない。

3 環境の保全は、次に掲げる都市像の実現を目的として行われなければならない。

(1) 環境に与える負荷の少ない都市

(2) 人と自然とが共生している都市

(3) 健康で安全に暮らせる都市

(4) 快適で文化的に暮らせる都市

4 地球環境の保全は、人類共通の課題として、区、区民及び事業者のあらゆる活動において積極的に推進されなければならない。

(平16条例21・一部改正)

(パートナーシップの形成等)

第4条 区、区民及び事業者は、環境の保全に当たっては、パートナーシップ(適正な役割分担と密接な連携をいう。以下同じ。)の形成に努めなければならない。

2 区、区民及び事業者は、前項に定めるパートナーシップに基づき、次に掲げる事項について協働して取り組んでいかななければならない。

(1) 環境の保全にかかわる情報を相互に提供し、又は意見を交換すること。

(2) 地域における環境の保全に関する学習の推進に寄与すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境を保全するに当たって必要又は有効な事項

(区の責務)

第5条 区は、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 区は、環境への影響が予想される施策の策定及び実施に当たっては、環境への負荷の低減その他必要な措置を講ずる責務を有する。

3 区は、区民及び事業者の自主的な環境の保全に関する活動への取組を支援するとともに、自ら率先して各種の施策を推進する責務を有する。

4 区は、環境の保全に関する重要な計画等を策定又は変更するときは、区民及び事業者の意見を反映できる適切な措置を講じなければならない。
(区民の責務)

第6条 区民は、日常生活において、環境への負荷の低減を図るなど、環境の保全に取り組む責務を有する。

2 区民は、地域における環境の保全に資するよう自ら努めるとともに、区が実施する環境の保全に関する施策に参加し、協力する責務を有する。
(事業者の責務)

第7条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減その他の環境の保全に資する必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、区が実施する環境の保全に関する施策に参加し、協力する責務を有する。

3 事業者は、その事業活動に伴う環境の保全に関する情報を提供するよう努めなければならない。

第2章 環境の保全に関する施策

(環境基本計画)

第8条 区長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全についての基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する目標

(2) 環境の保全に関する施策の方向

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関する重要事項

3 区長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ江東区環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 区長は、環境基本計画を策定するに当たっては、区民及び事業者の意見が反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

5 区長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境白書)

第9条 区長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進に資するため、環境の状況、環境の保全に係る施策の実施状況及び評価等を明らかにした環境白書を作成し、公表するものとする。

(施策の推進のための措置)

第 10 条 区は、環境の保全に関する施策を策定し、これを実施するに当たっては、環境基本計画と整合を図るものとする。

2 区は、環境の保全に関する施策を総合的に調整し、及び推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(区民等の意見の申出)

第 11 条 区民及び事業者は、環境の保全に関して区に意見を申し出ることができる。

2 区は、前項に規定する申出があったときは、その意見を検討し、適切な措置を講ずるものとする。

(事業者への要請)

第 12 条 区は、特に必要があると認めるときは、事業者に対し、環境の保全についての要請を行い、報告を求めることができる。

(誘導的措置)

第 13 条 区は、区民及び事業者が環境への負荷の低減を図るための施設の整備その他の適切な措置がとれるよう、誘導に努めるものとする。

(情報の提供)

第 14 条 区は、環境の保全に関する情報を適切に区民及び事業者に提供するように努めるものとする。

(環境学習の推進)

第 15 条 区は、区民及び事業者が環境の保全についての理解を深めるとともに、自発的な環境の保全に関する活動が促進されるよう、環境の保全に関する学習の推進を図るものとする。

(調査及び研究の実施等)

第 16 条 区は、環境の保全に関する施策を適切に実施するために、環境の保全に関する事項について、情報の収集、調査及び研究に努めるものとする。

(監視及び測定等)

第 17 条 区は、環境の状況を的確に把握するとともに、そのために必要な監視及び測定等の体制の整備に努めるものとする。

2 区は、前項の規定により把握した環境の状況を公表するものとする。

(国及び東京都等との協力)

第 18 条 区は、環境の保全を図るため、広域的な取組を必要とする施策等について、国及び東京都その他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(地球環境の保全の推進)

第 19 条 区は、地球環境の保全に寄与する施策の推進に努めるものとする。

2 区は、国及び東京都その他の地方公共団体と連携し、前項の施策の推進に関する国際協力に努めるものとする。

第3章 江東区環境審議会

(設置)

第20条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、区長の附属機関として、江東区環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的な事項

3 審議会は、環境の保全に関し、区長に意見を述べることができる。

(組織等)

第21条 審議会の委員は、14人以内とし、区長が委嘱する。

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(委任)

第22条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現にある江東区環境基本計画は、第8条の規定により策定された環境基本計画とみなす。

附 則(平成16年条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 江東区環境基本条例施行規則

平成11年3月31日

規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、江東区環境基本条例(平成10年12月江東区条例第48号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(審議会の委員)

第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する14名以内の委員をもって組織する。

(1) 区議会議員

(2) 学識経験者

(3) 区民

(4) 事業者

(平20規則29・全改)

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、会長は、委員が互選する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、審議会から付託された事項について調査研究するため、専門委員会(以下「委員会」という。)を置くことができる。

2 委員会の委員は、審議会の委員のうちから会長が指名する。

3 委員会の委員長は、会長が指名する。

4 委員会は、委員長が招集する。

(幹事)

第8条 審議会に幹事を置き、区長が区職員のうちから任命する。

2 幹事は、会長の命を受けて会務に従事する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、環境清掃部環境対策課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、区長が定める。

附 則

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年規則第 55 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年規則第 29 号）

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

3. 用語解説

あ行

アイドリング

自動車のエンジンをかけたまま、ギアをニュートラルにして停止している状態。市街地でのアイドリング時間は、全走行距離の30～40%を占め、この状態で排出される汚染物質は、大気汚染に大きく影響する。平成13年度から東京都環境確保条例でアイドリング・ストップの遵守が義務づけられた。

悪臭

人に不快感を与えるアンモニア、硫化水素、トルエン、酢酸エチルなどの臭いの総称。工場からのばい煙や下水・生活用水などの汚水等から発生する。数値化がむずかしく、個人差が大きい。

アスベスト

石綿のこと。天然に産する唯一の繊維状鉱物で、耐熱性、耐磨耗性、耐薬品性、電気絶縁性に優れているため、建築材料や自動車のブレーキライニング、クラッチ板などに幅広く使用されていたが、発がん性の問題で吹き付けアスベストが事実上禁止され、さらに平成18年9月からは、アスベストを0.1%を超えて含有する物の製造、使用（現に使用されているものを除く）等が、代替の困難な一部の製品等を除き禁止された。既設箇所での撤去にあたっては飛散の恐れがあるため、東京都では一定規模以上のアスベスト除去等の工事について、環境確保条例で届出を義務づけている。また、大気汚染防止法でも同様の届出を義務づけている。

アダプトプログラム

一定区画の道路や公園などの公共スペースを養子に見立て、地元の住民や企業・団体が里親となって清掃美化を行い、行政がそれを支援するというもの。アメリカで1985年に導入された（アダプト（Adopt）・・・英語で「養子縁組をする」という意味）。

アルミ缶

アルミニウムを原料とした飲料缶。炭酸飲料やビールなど内圧の高い飲料の缶として普及している。アルミ缶に使われているアルミニウム合金は純度が高いうえ、再生にはボーキサイトから新たに製品を作る場合に比べてエネルギー消費が3%ですむため、有価物としての価値が高い。回収されたアルミ缶は再びアルミ缶になるほか、自動車のエンジン、電気製品や機械部品などに再利用される。

硫黄酸化物（SO_x）

硫黄と酸素が結合してできる無色の刺激性の強いガス。二酸化硫黄（SO₂）、三酸化硫黄（SO₃）等がある。呼吸器を刺激し、慢性気管支炎など呼吸器系疾患の有力な原因となる。主な発生源は重油の燃焼で、重油の低硫黄化、脱硫装置の改善等の対策が進められている。数種ある硫黄酸化物の中で、大気汚染に最も影響が大きいと考えられているのが二酸化硫黄である。

一酸化炭素（CO）

無色・無臭・水に難溶の気体。重油・ガソリンなど炭素を含む化合物が不完全燃焼する時に発生する。生体組織に酸素を運搬するヘモグロビンと強く結合するため、吸入すると酸

素欠乏をきたし重症の場合は窒息死する。環境には工場・事業場や自動車などから排出されるが、東京の場合は主に自動車排出ガスに起因している。

<環境基準>

1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。

一般廃棄物

法律では「産業廃棄物以外の廃棄物」と定義されている。一般廃棄物は、家庭から排出される廃棄物と、商店・事務所・工場などから排出される廃棄物（事業系）の2種類に分けられる。

<産業廃棄物>

事業活動にともなって生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど法令で定める20種類の廃棄物をいう。

インゴット

一般的には、金などを製錬後に型に流し込んで固めたものをいう。プラスチックでは、リサイクルするために、発泡スチロールなどの使用済みプラスチックを溶かして、立方形の型に流し込み、固めたものをいう。

雨水利用

雨水を水資源の一部として活用すること。散水用や車の洗浄用、中水としてトイレの洗浄用などに利用される。

えこつくる江東

江東区が設置した環境学習情報施設。愛称の「えこつくる」は、「エコ」を「作る」からできた造語で、一般公募により選ばれた。

エコスペース（ポケットエコスペース）

江東区が、ビオトープを身近に感じてもらおうと考えた造語。ビオトープと同意語であるが、海外の大きなビオトープと区別するために用いることが多い。

オキシダント（Ox）

大気中の窒素酸化物、炭化水素等が強い紫外線による光化学反応をおこして生成されるオゾン、アルデヒド、PANの刺激性を有する物質の総称。主成分は80～90%がオゾンである。目のチカチカ、のどの痛み、植物への被害などの影響がある。

<環境基準>

1時間値が0.06ppm以下であること。

屋上緑化

ビルやマンション等建築物の屋上に植栽を設置すること。屋上の表面温度を下げ、階下の室温にも効果がある。庭園にして景観、菜園にしてレクリエーション等の活用もある。

オゾン（O₃）

強力な酸化力を持つ酸素の同素体で、大気中には普通0.01～0.04ppmしか含まれていない。オゾン濃度が高くなると非常に危険で、0.15ppmを超えるとのどが刺激される。

オゾン層

地上から約10～50kmの成層圏に存在するオゾン（O₃）の層。太陽光のうち有害な紫外線の大部分を吸収し、地上の生物を守っている。このオゾン層がエアコンの冷媒など

に使われているフロンによって破壊されると、地上に降り注ぐ紫外線の量が増加し、皮膚ガンや白内障等の健康被害を生ずるだけでなく、生態系にも影響を与える。

温室効果

日射により加熱された地表面から放出される赤外線を吸収し、その一部を再び下向きに放射することにより気温が上昇する現象。赤外線を吸収する気体には二酸化炭素・メタン・フロンなどがある。近年、人為的な排出の二酸化炭素などが増加しており、気候が温暖化する可能性が指摘されている。

温室効果ガス

太陽からの日射エネルギーを通過させ、反対に熱が地球の外に出て行くのを防ぐ働きのある大気中のガス。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン等6種類のガスを削減対象としている。温室効果ガス排出量はCO₂換算により算出。

<代替フロン>

地球のオゾン層を破壊する物質であるフロンガスの代わりに使用されるようになったフロン的一种。

<フロンガス（クロロフルオロカーボン）>

炭化水素にフッ素や塩素が結合した化合物の総称。このうち、水素を含まないものをクロロフルオロカーボン（CFC）といい、特にオゾン層を破壊する力の強いCFC-11などの5種類を特定フロンという。CFCは不燃性で極めて安定な物質であり、毒性が低いなどの優れた特徴があるため広く用いられるようになった物質であるが、安定なために成層圏まで破壊されずに上昇、紫外線を受けて分解しオゾン層を破壊するため問題になっている。

か行

化学的酸素要求量（COD）

水中の有機物・無機物を化学的に分解するさいに必要とされる酸素量のこと。水質指標の1つ。水質汚濁防止法による工場・事業所からの排水基準や海域・湖沼の環境基準に用いられる。COD値が高いと水質が悪い。

ガラスびん

飲料水や食品・薬・化粧品などの容器として幅広く利用されているガラス製の容器。ガラスびんには繰り返し何度も使われるリターナブルびんと、使い捨てのワンウェイびんがある。リターナブルびんは洗浄すれば再利用が可能であり、ワンウェイびんも砕いてガラスに再生できるため、ガラスびんは100%リサイクルできる容器といえる。しかし、重く、割れやすいためプラスチックや紙製の容器が増えている。

カレット

破碎された状態のガラスをいう。びん原料の約90%がカレットである。

環境アセスメント（環境影響評価）

大規模な開発等の事業の実施が環境に及ぼす影響について事前に調査・予測及び評価を行い、これらの結果について公表し住民や自治体などの意見を求めるための一連の手続き。これは環境保全の見地からの住民や自治体の意見を事業の計画に反映させ、開発行為等に伴う環境の悪化を未然に防止することを目的としている。

環境家計簿

日常的な生活行動と環境とのかかわりをチェックし、より環境への負荷がかからない暮らし方に改善していくことをめざした暮らしの点検簿。

環境基準

環境基本法第16条の規定に基づき、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について定められている、人の健康を保護し環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。環境基準は行政上の目標値であり、最大許容濃度とか理想値を示すものではない。また、直接に工場等を規制するための規制基準とは異なる。なお、ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法により環境基準が定められている。

環境基本計画

環境基本法第15条に基づき政府が定めるもので、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画。環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱などを定めている。

環境基本法

1993年（平成5年）に制定、施行された環境に関する分野について国の政策の基本的な方向を示した法律。具体的には基本理念を定め国・地方公共団体・事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めている。

環境教育

一人一人の環境についての理解を深め、取り組みを進めることができるようにする教育活動。

気候変動に関する政府間パネル(IPCC: Intergovernmental Panel on Climate Change)

各国の研究者、専門家が気候変化、影響、適応及び緩和方策について、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、国連環境計画(UNEP)及び世界気象機関(WMO)が1988年11月に設立した組織。

規制基準

工場・指定作業場を設置している者等が、公害防止のために遵守しなければならない許容限度のこと。排出基準や排水基準と同義で法規としての性格をもち、この基準に違反した者に対しては改善命令等の行政処分や罰則が適用される。東京都環境確保条例では工場・指定作業場及び日常生活等についてばい煙・粉じん・有害ガス・汚水・騒音・振動及び悪臭について定めている。

京都議定書

1997年に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締結国会議において採択された議定書。先進国の温室効果ガス(二酸化炭素、メタン等)排出量について、法的拘束力のある数値目標が各国毎に決定されるとともに、国際的に協調して目標を達成するための仕組み「京都メカニズム(排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズム)」の導入が合意された。

近隣騒音

一般家庭の日常生活から発生する騒音。具体的には飲食店などの深夜営業店のカラオケの音、物売り等の拡声器の音、家庭からの楽器や電化製品の音やペットの鳴き声等がある。

特徴としては騒音の発生量が概ね小さく限られた範囲の居住者にだけ影響を及ぼすことが多い、近隣のつきあいの程度にも左右される、一人ひとりが場合によっては加害者にも被害者にもなるなどがある。

景観法

2004年（平成16年）に公布、施行された国で初めての景観に関する総合的な法律。良好な景観は国民共通の資産である等の基本理念を明らかにするとともに、良好な景観の形成のための具体的な規制等を定めている。

降下ばいじん

大気中から地面に降下するばいじん。不溶解性物質（水に溶解しないもの）と溶解性物質があり、不溶解性物質のタール分には発ガン物質などの有害物質が含まれている。

国際標準化機構（ISO）

ISOとは、International Organization for Standardizationの略。1947年に設立された世界共通の規格等の設定を行う民間組織。品質管理・品質保証システム規格のISO9000シリーズと環境管理・環境監査規格のISO14000シリーズは世界各国の多くの事業所が認定取得を受けている。特に、ISO14001は環境管理システムと呼ばれ、「環境に配慮した街づくり」を目指す自治体において、認証取得の動きが見られる。

さ行

最終処分

ごみを最終的に処分すること。ごみ処理は、収集・運搬された後、焼却などの中間処理を経て最終処分される。最終処分には埋め立て処分と海洋投入処分がある。最終処分は埋め立てが原則とされており、ほとんどは埋め立てにより処分されている。最終処分を行う施設を最終処分場という。

再生可能エネルギー

石油や、石炭、天然ガスなどの限りある化石燃料と異なり、太陽光や雨、風などといった自然現象が循環する中で取り出せるエネルギー。具体的には太陽光、太陽熱、水力、風力などを使って生み出すエネルギーを意味する。

酸性雨

一般に水素イオン濃度（pH）が5.6以下の雨のことをいう。大気中に排出された硫黄酸化物や窒素酸化物による大気の酸性化、環境の酸性化が原因である。湖沼や森林等の生態系に影響を与えるほか、建物や文化財に被害を与えることで問題となっている。なお、霧や雪あるいは乾性降下物を含めた広い意味で考えることが大切である。

自然エネルギー

太陽・地熱・風力・海洋等再生可能なエネルギーの呼称。

振動

物体がある一点を中心にある周期をもってゆれ動くこと。この動きによって人の生活等が阻害されることを振動による公害という。

水域類型

水質汚濁での環境基準のうち、PH・BODなど生活環境での基準をあてはめる水面の範囲。河川や海域別に、利水目的に応じて、6つに区切られる。

水素イオン濃度（pH）

水溶液の酸性、アルカリ性の度合いを示す。pH7が中性で、それより数値が大きければアルカリ性、小さければ酸性となる。水道用水としてはpH6.5～8.5が望ましい。

スチール缶

鉄を原料にしてつくられた飲料や食料などの缶。スチール缶スクラップは、スチール缶をはじめ自動車、家電、鉄道、船舶の材料、ビルや橋梁といった建設資材など、さまざまな鉄鋼製品に再生される。

スラグ

燃やすごみ（可燃ごみ）の焼却灰等を高温（1,200℃以上）に加熱し、熔融・固化してできる物質。性状が砂に似ているため、アスファルト舗装や埋め戻し材など、土木・建設資材などとして広く利用することができる。

生活騒音→近隣騒音

生物化学的酸素要求量（BOD）

微生物が水中の有機物を分解する際に、必要とする酸素量のこと。水質指標の1つ。排水基準や河川の環境基準に用いられる。BOD値が大きいと水質が悪い。

生物指標

限られた環境のみしか生息できず、環境の変化に敏感な、サワガニ、ゲンジボタル、タニシ、アメリカザリガニ等の生息状況を調べ、その地点の環境を推定すること。

生物多様性

生きものの種の多さと、それらによる生態系の豊かさやバランスが保たれている状態。さらに生きものが過去から未来へと伝える遺伝子の多様さまでを含めた幅広い概念。

た行

ダイオキシン類

廃棄物の焼却過程等で非意図的に生成する化学物質。化学的にはポリ塩化ジベンゾパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーPCBの総称であり、その毒性は動物実験で発ガン性、奇形性等の広範囲にわたる毒性影響が報告されている。また、ダイオキシン類は一般に安定で長期間環境中に残留すると考えられている。

たすけ君

えこっくる江東のキャラクター。区内で生まれたギンヤンマが、みんなの環境学習を助けるという設定で、一般公募により選ばれた。

炭化水素（HC）

炭素と水素からなる有機化合物の総称。炭化水素を骨格とし、酸素や窒素等を含む有機化合物を総称して炭化水素系物質といい、アルコール・エステル・アルデヒド等がある。炭化水素系物質は光化学スモッグの原因物質のひとつであり、種類によっては有害性や悪臭の問題がある。

短期的評価

大気汚染についての環境基準適合・不適合の判断の評価方法。1日平均値等と環境基準を比較する。

地球温暖化

大気の温室効果により、地球表面近くの大気や海洋の平均温度が上昇する現象。人間が、毎日の暮らしの中で、電気、ガス、水道など多くのエネルギーを使用することで排出された大量の温室効果ガスによる地球全体の平均気温の上昇が懸念されている。

地球温暖化対策の推進に関する法律

京都議定書採択を受け、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律。1998年公布。

窒素酸化物（NO_x）

石油・石炭の燃焼に伴って発生し、工場・ビル・自動車などから排出される大気汚染物質。ほとんどが一酸化窒素（NO）と二酸化窒素（NO₂）である。まずNOのかたちで生成され、これが大気中に放出されたあと酸素と結びついてNO₂となる。この反応はすぐには起こらないので、大気中にはNOとNO₂とが共存している。また、環境基準はNO₂にのみ定められている。

<NO₂の環境基準>

1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下。

地盤沈下

地下水の過剰採取などにより地盤が沈降することであり、典型7公害の一つ。地盤沈下は沈下現象の把握がしにくく、沈下がはじまると急速に進む可能性が大きい。また、いったん沈下するとほとんど回復しない。

中間処理

廃棄物の処分（埋立て、海洋投入など）を行うために廃棄物を処理する行為。ごみの焼却や汚泥の脱水、不燃ごみの破碎、選別など、廃棄物の分別・減容・無害化・安定化などの処理。

長期的評価（98%値、2%除外値）

大気汚染の状況を的確に判断する上から年間にわたる測定結果を評価する方法。この方法として二酸化硫黄・一酸化炭素・浮遊粒子状物質については年間にわたる1日平均値の高い方から2%を除外した値、二酸化窒素については年間における1日平均値のうち低い方から98%に相当する値と環境基準を比較して判断することとしている。

低公害車

騒音の発生や大気汚染物質の排出が少ない自動車の総称。電気自動車・天然ガス車・ハイブリッド車・メタノール車等のクリーンエネルギーカーをはじめ、ガソリン車やディーゼル車でも、国土交通省の認定を受けたものは低公害車と呼ばれている。

デシベル（dB）

騒音・振動を表す単位。

音に対する人間の感じ方の強さは、物理的に測定した音の強さとは異なる。そこで音の単位は、人間の耳に合わせた音の補正（A特性）をかけた値dB（A）で表す。一般的には単にdBと表記する場合が多い。振動についても人の感覚に補正しdBで表す。

<等価騒音レベル(L_{eq})>

変動する騒音を、一定時間の範囲内でこれと等しいエネルギーの定常騒音レベルで表したもの。単位はデシベル。平成11年4月から施行された騒音に係る環境基準では、その評価方法として等価騒音レベルを用いている。

透視度

水の濁りや着色の度合いを表す値。河川の水や排水の調査などで利用する。数値が高いほど、その水は澄んでいることを示す。

透明度

海や湖沼などで用いられ、水の清濁を表す。透視度と同様に、数値が高いほど水が澄んでいることを示す。

特定建設作業

建設工事として行われる作業のうち著しい騒音を発生する作業。びょう打機を使用する作業・さく岩機を使用する作業等5種類の作業がある。

特定工場

ばい煙発生施設・汚水等排出施設・騒音発生施設・粉じん発生施設または振動発生施設を設置している工場のこと。

特定施設

騒音規制法では「工場または事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設」のこと。大気汚染防止法では特定施設に相当するものとして、ばい煙発生施設と粉じん発生施設をあげている。

特定有害物質

大気汚染防止法上の有害物質のうち物の合成等に伴い発生するものであって政令で定めるもの。

都市・生活型公害

自動車の排出ガスによる大気汚染、自動車等の騒音、生活雑排水等による中小河川の汚濁、地下水の過剰汲み上げ等による地盤沈下など、都市の生活行動や産業活動が環境に過度の負荷をかけることによって発生する公害。

な行

二酸化硫黄 (SO₂)

無色・刺激性のある気体。俗に亜硫酸ガスという。硫酸化物の代表的なものである。主に重油、石炭などの燃料中の硫黄分が燃焼して発生する。昭和30年代後半から40年代前半においては大気汚染の主要な原因物質であったが、燃料規制や総量規制など各種の防止対策によって改善された。

<環境基準>

1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下である。

二酸化炭素 (CO₂)

無色・無臭の気体で、赤外線を吸収する温室効果ガスの一つ。大気中の濃度の増加が温

室効果を促進させる恐れがあるとして、化石燃料等の消費に伴う発生量の抑制、固定化技術の開発等が検討されている。

二酸化窒素（NO₂）

物の燃焼により発生した一酸化窒素が大気中で酸化されて変化したもので、自動車排出ガスなどによる大気汚染状況を示す項目として用いられる。

は行

バイオマス(エネルギー)

家畜排せつ物や生ごみ、木くずなどの動植物から生まれた再生可能な有機性資源。

ばいじん

燃焼、加熱、及び化学反応などにより発生する排ガス中に含まれる固体の粒子状物質。

ヒートアイランド

熱の島の意味で都会の中心部の気温が郊外と比較して高くなる現象。地図で等温度の線を描くと中心部が円形の等温線で示され、いくつかの輪の形となる。ビル建設・道路舗装など都市化が進んで地表の温度が高くなり、自動車や冷房装置等が放出する人工熱・大気汚染物質などの温室効果等により熱がたまることが原因といわれている。

ビオトープ

生物の個体あるいは個体群がすんでいる場所。「生息場所、すみ場所」ともいう。明確な定義はないが単に位置的な場所としてのみ捉えるのではなく、ある種の個体及び個体群が生存できるような環境を構成する水・大気・土等の非生物的諸要因と動植物や微生物の生物的諸要因の状態を有する特定の場所として考えられている。

微小粒子状物質（PM_{2.5}）

浮遊粒子状物質のうち、粒径が2.5マイクロメートル以下のもので、呼吸時に肺の奥深くまで入り込むため、健康への影響が懸念されている。

浮遊物質（SS）

水中にただよう、直径2mm以下の溶解しない粒子状物質のことで、水質指標の1つ。水質汚濁法による、工場や事業所からの排出規制や河川への環境基準があり、値が大きいと、透視度が悪くなる。

浮遊粉じん

極めて微細な粒子。都市の場合、主として炭素分とタール分からできている。この粒子は非常に小さく自分の重さでは落下しないで浮遊するため、風の少ないときは濃度を増し、風が強いと拡散されて濃度が低くなる。

浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊する粒子状の物質で、粒径が10μm以下のものをいう。そのほとんどが気道または肺胞に沈着し、呼吸器系の病気や肺損傷、癌など人の健康上有害な影響を与える。

フレーク

薄片のこと。ペットボトルをリサイクルするときに、細かくして、よく洗って乾かしたものをいう。作業服や卵パックなどの原料となる。

粉じん

空気またはガスなどに含まれている固体の粒子。大気汚染防止法では、物の破砕、選別その他の機械的処理またはたい積に伴い発生し、または飛散する物質をいう。

ベール

廃プラスチックや古紙を圧縮し結束して俵状にしたもの。

ペレット

破砕したプラスチックを加熱して粒状にしたもので、プラスチック製品等の原料として使われる。

ま行

みどりのカーテン

家庭やオフィスの軒下やベランダに、ゴーヤや朝顔などの植物で日除けをつくることを「みどりのカーテン」という。江東区の区民参加型事業として、平成18年度から「みどりのカーテンコンテスト」、平成21年度から「みどりのカーテンモニター」事業を行っている。

や行

有害廃棄物

産業廃棄物のうち、水質汚濁防止法などで定められた水銀・カドミウム・鉛・六価クロム・ヒ素とこれらの化合物、有機リン化合物、シアン化合物、ポリ塩化ビフェニール（PCB）、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを基準値以上含む廃棄物。有害廃棄物に指定されているものの中には、水銀を含む乾電池や蛍光灯、体温計などのように家庭から排出されるものもあるが、産業廃棄物ではない限り特別の処理基準はない。

有機塩素化合物

炭素あるいは炭化水素を骨格として塩素が付加された一連の化合物の総称。多くは油に溶けやすく、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等は洗剤や溶剤としてすぐれた特性を持つ反面、地下水汚染の原因物質となる事例もある。

容器包装リサイクル法

正式名称は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」。容器包装廃棄物について、消費者による「分別排出」、市町村による「分別収集」、そして事業者による「リサイクル（再商品化）」という役割分担を規定し、廃棄物を適正に処理し、資源を有効に利用することを目的とした法律である。

容器包装プラスチック

商品の容器及び包装でプラスチック製のもの。商品を消費したり、商品と分離した場合に不要になるものをいう。

要請限度

自動車騒音または道路交通振動により、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると市町村長が認めるとき、道路管理者に対し自動車騒音・振動の防止のため舗装の改善、改修の措置をとるべきことを要請し、または都道府県公安委員会に対し道路交通法の規程による措置をとるべきことを要請する際の基準をいう。

溶存酸素量（DO）

水中に溶けている酸素の量で、水質指標の1つ。河川や海ともその水域類型に応じた基準がある。数値が低いと、水質が悪く、生物が住みにくい。

ら行

リサイクル

資源として再生利用すること。

リデュース

ごみをつくらない（発生させない）こと。

リフューズ

ごみになるものを断ること。

リユース

繰り返し使うこと。

緑被率

緑被率とは、対象となる地域に対して、「樹林地」、「草地」、「農地」、「河川・池」の緑に被われた部分が占める割合のことをいう。

わ行

ワンウェイびん

1回だけ使うびんをワンウェイびんという。資源回収されたものは、色別に分けられて、ほとんどが再びガラスびんの原料となる。ガラスびんに戻しにくい色のびんは、住宅用断熱材や道路舗装材、埋め戻し材等に使用されている。

アルファベット

3R→リデュース、リユース、リサイクル

4R→リデュース、リフューズ、リユース、リサイクル

BOD→生物化学的酸素要求量

CO→一酸化炭素

CO₂→二酸化炭素

COD→化学的酸素要求量

dB、dB(A)→デシベル

DO→溶存酸素

H C → 炭化水素

I P C C → 気候変動に関する政府間パネル

I S O → 国際標準化機構

N O₂ → 二酸化窒素

N O_x → 窒素酸化物

p H → 水素イオン濃度

p g (ピコグラム)

重量単位。

1 p g = 10⁻⁹ m g = 10⁻¹² g 1 兆分の 1 グラム。

P M 2. 5 → 微小粒子状物質

p p b

parts per billion の略で、10 億分の 1 を 1 ppb という。

容量比、重量比ともに濃度や含有率を表示するために用いるが、一般に気体の場合は容積比で表示する。たとえば、二酸化硫黄 (S O₂) 1 ppb とは空気 1,000m³ 中に S O₂ が 1 cm³ 含まれている状態をいう。

p p m

parts per million の略で、100 万分の 1 を 1 ppm といい、濃度を表す単位として使用される。

水の場合は、1 kg (約 1 L) 中のミリグラム数、1 t (約 1 m³ となる) 中のグラム数を表わし、大気の場合は 1 m³ 中 1 cm³ のガス容量を表わす。

O₃ → オゾン

O_x → オキシダント

S O₂ → 二酸化硫黄

S O_x → 硫黄酸化物

S P M → 浮遊粒子状物質

S S → 浮遊物質

4. 江東区環境基本計画進捗状況（平成20年度現在）

平成16年3月に改定した現行の江東区環境基本計画では、重点プログラムを24本定めています（P49を参照してください）。

区では毎年、24プログラムの進捗状況を調べています。進捗状況をまとめたものを次頁より掲載します。

環境配慮都市	プログラム名	1.ごみゼロ運動等の推進									
内容	<p>区民が参加する行動等の運営に際して、リデュース、リフューズ、リユース、リサイクルの4R等の手法も活かしながら、できる限りごみを出さない「ごみゼロ運動」を実施します。また、事業者がごみをつくりださないゼロエミッションの取り組みを推進します。これらの取り組みを通じてごみの発生抑制・排出抑制を促していきます。</p>										
目標	ごみ発生量の削減	<table border="1" data-bbox="933 392 1359 582"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成20年度</th> <th>区民まつり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ごみ量</td> <td>654.0g/日 (642.8g)</td> <td>6t</td> </tr> <tr> <td>資源化率</td> <td>25.8% (26.0%)</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>* () は江東区一般廃棄物処理基本計画目標値</p>		平成20年度	区民まつり	ごみ量	654.0g/日 (642.8g)	6t	資源化率	25.8% (26.0%)	—
	平成20年度	区民まつり									
ごみ量	654.0g/日 (642.8g)	6t									
資源化率	25.8% (26.0%)	—									
事業内容	<p>○日常生活におけるごみ減量を図る通常の普及啓発活動に加えて、イベント開催時に実行委員会等を通じて参加団体へ具体的なごみ減量に向けた情報や、選択肢を提供し「ごみゼロ運動」を実施する。</p>										
20年度取組状況	<p>◆実施内容及び実績数値</p> <p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○幼少期からごみの減量や物を大切にすることを育むため、小学校で「環境学習」を実施した。 ○区民まつり、こどもまつり及び環境フェアに出展し、ごみの分別・減量の普及啓発活動を実施した。 ○環境フェアで「いかせる粗大ごみ作戦」を実施した。 ○区民まつり実行委員会を通じ、参加団体へのごみ分別の徹底・ごみ減量・リサイクルへの協力を呼びかけた。また、実行委員会による「環境ボランティア」を会場内のごみ分別所に配置し、来場者にごみの分別の実践を案内した。 ○ごみ減量アイデアを募集し、区民まつり及びホームページで紹介した。 ○ごみダイエット家計簿を区民まつり及びホームページで公表・配布した。 ○蛍光管の回収拠点を拡大した。 ○ごみ・資源分別方法変更を説明会開催や、パンフレット発行等により周知を図った。 <p>【実績数値】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○区民まつりのごみ量・・・2.83 t 										
21年度取組内容	<p>◆取組内容及び目標数値</p> <p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○引き続き、各種広報媒体や、環境学習・各種イベントを通じてごみ・資源の分別方法や、ごみ減量の普及啓発活動を実施していく。 ○イベント時のごみ減量対策を検討し、主催者と協力して実施していく。 ○引き続き「いかせる粗大ごみ作戦」を開催する。 ○大規模排出事業者へのごみ排出指導・助言を通じて、ごみ減量を推進する。 ○ごみダイエット家計簿の普及啓発をはかり、家庭でのごみ減量を推進する。 ○蛍光管の回収拠点の拡大を図る。 <p>【目標数値】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○年度単独の目標値なし 										
<p>◆現在までの進捗状況に対する評価・分析・コメント</p>											
<p>評価B：ごみ量、資源化率については、普及啓発、ごみ減量行動の実践の効果が表れている。区民まつりのごみ量についても、さらなる減量に向けて周知啓発活動を今後も継続していきたい。</p>											
<p>◆今後の取組予定や上記評価を踏まえた課題是正・改善方向</p>											
<p>○区民、事業者の自主的な取り組みを促進していくため、新しいごみの分別方法も含め、積極的に情報提供及び取り組みを促す仕組みを検討していく。</p>											

※具体的目標数値が無い場合は、目標数値欄は「なし」と記載。
 ※進捗状況に対する評価 A(極めて良好) B(良好) C(良好でない)

[環境清掃部清掃リサイクル課]

環境配慮都市	プログラム名	2. 江東区再生品利用のガイドラインの策定		
内容	再生資源の回収量に比べて利用量が少ない現状において、再生品の購入を促進するとともに、環境に配慮した製品やごみを排出しない製品の利用を呼びかけるため、区民・事業者・行政等を対象とする江東区再生品利用ガイドラインを策定します。			
目標	再生品の購入・環境配慮製品等の利用促進	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="794 421 868 714">目標数値</td> <td data-bbox="868 421 1501 714">なし</td> </tr> </table>	目標数値	なし
目標数値	なし			
事業内容	○再生品及び環境配慮製品の積極的な利用を呼びかけるために、江東区再生品等利用ガイドラインを策定し、適切な情報提供を行い、市場における消費者から生産者へのアプローチを通じて、資源の循環的利用を促進し環境負荷を低減した循環型社会の形成を促進する。			
20年度取組状況	<p>◆実施内容及び実績数値</p> <p>○江東区再生品等利用ガイドラインを区ホームページに掲載するとともに区報でも紹介した。 ○区民まつり出展ブースで、江東区再生品等利用ガイドラインの概要版を来場者へ配布した。</p>			
21年度取組内容	<p>◆取組内容及び目標数値</p> <p>○これまでの取り組みを継続する。</p>			
◆現在までの進捗状況に対する評価・分析・コメント				
評価A：ガイドライン策定という当初の目標は達成された。				
◆今後の取組予定や上記評価を踏まえた課題是正・改善方向				
○引き続き普及啓発に努める。				

※具体的目標数値が無い場合は、目標数値欄は「なし」と記載。
 ※進捗状況に対する評価 A(極めて良好) B(良好) C(良好でない)

[環境清掃部清掃リサイクル課]

環境配慮都市	プログラム名	3. 省エネルギーの具体策など取組方法紹介
内容	<p>オフィスや家庭における省エネルギー対策や、ソフト面での省エネ手法紹介を行い、エネルギー消費の削減を進めます。</p>	
目標	<p>江東区の家、事業所、行政の分野で、エネルギー消費を削減する。具体的には、電気、ガスの使用量、温室効果ガス排出量を減少させる。</p>	<p>目標数値</p> <p>2009年度行政温室効果ガス排出量： 2000年度比 12%削減</p>
事業内容	<p>○区自らが、江東区庁内環境配慮推進計画を実施することにより、区民や事業者の主体的な取り組みの促進を図る。 ○オフィスや家庭における省エネルギーの具体的方法を紹介する。 ○環境家計簿を活用し環境学習と連動して、家庭での省エネをアピールする。</p>	
◆実施内容及び実績数値		
20年度取組状況	<p>【実施内容】 ○燃料電池発電等講座 3回 ○地球温暖化講演会 3回 ○省エネルギー講演会 2回 ○省エネルギー展 1回 ○江東区庁内環境配慮推進計画の取り組みを効果的に行なうため、各職場へ具体的な数値目標を定める。○江東区庁内環境配慮推進計画に基づき、「環境スタッフ通信」等を通じて職員への環境意識向上に努めた。 ○「夏季軽装運動」「夏期ピークカット対策」「冬季における室温適正管理」の取り組みにより節電等省エネ活動を実施。○家庭からのCO₂排出量を削減するため「環境家計簿（WEB版）」HPを開設。○区内全小学校5年生児童を対象に「環境に配慮した行動」の実践を促す「カーボンマイナスこどもアクション」事業を実施。</p>	
◆取組内容及び目標数値		
21年度取組内容	<p>【取組内容】 ○地球温暖化防止に向けたワークショップ等の実施 ○省エネに対する企画展の実施 ○区役所では、従前の節電対策等省エネへの取り組みを引き続き行う。○「環境家計簿（WEB版）」の普及に努める。○「カーボンマイナスこどもアクション」事業の対象を小学校5・6年生に拡大し取り組みの充実を図る。○太陽光・省エネ設備導入に対する助成制度を開始。</p>	
◆現在までの進捗状況に対する評価・分析・コメント		
<p>評価B；○講座や企画展示、ハンドブックの配布等を通じて、省エネについてのアピールを図った。 ○江東区庁内環境配慮推進計画による温室効果ガス排出量削減は▲5.2%（太陽光余剰電力、若洲風力発電による削減効果を加味すると▲8.8%）を達成。「環境家計簿（WEB版）」「カーボンマイナスこどもアクション」「太陽光・省エネ設備導入に対する助成制度」により家庭部門でのCO₂削減の取り組みを強化している。</p>		
◆今後の取組予定や上記評価を踏まえた課題是正・改善方向		
<p>○引き続き、ワークショップ等を通じて省エネへの取り組みを紹介していく。○江東区庁内環境配慮推進計画の目標達成に努めるとともに、計画期間終了以降の新たな目標設定等を検討する。○「カーボンマイナスこどもアクション」事業の充実により、家庭におけるCO₂削減取り組みをより一層促進する。</p>		

※具体的な目標数値が無い場合は、目標数値欄は「なし」と記載。
 ※進捗状況に対する評価 A(極めて良好) B(良好) C(良好でない)

[環境清掃部環境対策課・環境学習情報館]

環境配慮都市	プログラム名	4. 雨水利用の推進																															
内容	公共施設の新築や改築にあたっては、可能な限り雨水利用を行うとともに、区民・事業者の導入推進に向けた啓発を行います。																																
目標	上水道使用量の削減と、都市型洪水の防止に役立てる。	目標数値	なし																														
事業内容	<p>○公共施設の新築や改築にあたっては、可能な限り雨水利用を行うとともに、区民・事業者の導入に向けた啓発を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区施設については、原則として雨水利用導入を図る。 ・事業者に向けては、その必要性和環境保全対策資金による融資制度のPRを行う。 ・環境学習情報館などを活用し、雨水利用の学習会を開催する。 																																
20年度取組状況	◆実施内容及び実績数値																																
	<p>【実施内容及び実績数値】</p> <p>○江東区内雨水利用施設状況 平成21年3月末現在</p> <table border="1" data-bbox="231 1014 1361 1238"> <thead> <tr> <th>内訳</th> <th>施設数</th> <th>集水面積 (㎡)</th> <th>雨水槽容量 (㎡)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区立施設</td> <td>46</td> <td>47,783</td> <td>10,844</td> <td></td> </tr> <tr> <td>都施設</td> <td>4</td> <td>14,542</td> <td>2,232</td> <td>都立高校(3) 美術館</td> </tr> <tr> <td>清掃一部事務組合施設</td> <td>2</td> <td>33,066</td> <td>2,246</td> <td>清掃工場(2)</td> </tr> <tr> <td>民間施設</td> <td>1</td> <td>1,988</td> <td></td> <td>私立中村学園高等学校</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>53</td> <td>97,379</td> <td>15,322</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>*雨水槽容量実績数値 公共施設 1件 大島南央小学校 400㎡</p> <p>○環境学習情報館展示室において、江東区の雨水利用の取り組みをグラフィックで紹介</p>				内訳	施設数	集水面積 (㎡)	雨水槽容量 (㎡)	備考	区立施設	46	47,783	10,844		都施設	4	14,542	2,232	都立高校(3) 美術館	清掃一部事務組合施設	2	33,066	2,246	清掃工場(2)	民間施設	1	1,988		私立中村学園高等学校	計	53	97,379	15,322
内訳	施設数	集水面積 (㎡)	雨水槽容量 (㎡)	備考																													
区立施設	46	47,783	10,844																														
都施設	4	14,542	2,232	都立高校(3) 美術館																													
清掃一部事務組合施設	2	33,066	2,246	清掃工場(2)																													
民間施設	1	1,988		私立中村学園高等学校																													
計	53	97,379	15,322																														
21年度取組内容	<p>◆取組内容及び目標数値</p> <p>【事業内容】</p> <p>○公共施設の新築や改築にあたっては、可能な限り雨水利用を行うとともに、区民・事業者の導入に向けた啓発を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区施設の新築や改築にあたっては、原則として雨水利用導入を図る。 ・事業者に向け環境保全対策資金による融資制度を実施。 ・環境学習情報館えこっくる江東において、江東区の雨水利用の取り組みをグラフィックで紹介 <p>【目標数値】</p> <p>○公共施設 1件 第五砂町小学校 雨水槽容量 80㎡</p>																																
◆現在までの進捗状況に対する評価・分析・コメント																																	
評価A；公共施設に対する雨水利用は計画的に順次導入されている。																																	
◆今後の取組予定や上記評価を踏まえた課題是正・改善方向																																	
○引き続き、雨水利用導入への推進・意識啓発を行っていく。																																	

※具体的目標数値が無い場合は、目標数値欄は「なし」と記載。
 ※進捗状況に対する評価 A(極めて良好) B(良好) C(良好でない)

[環境清掃部環境対策課・環境学習情報館]

環境配慮都市	プログラム名	5. 風力発電施設などを活用した環境学習の推進	
内容	小・中学校における環境学習、風力発電施設などを活かした環境意識の啓発など、環境問題に対する理解を高める取り組みを行います。		
目標	環境学習情報館えこっくる江東や、若洲の風力発電施設を活用し、今日の環境問題に取り組むことの重要性を認識する。	目標数値	なし
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○環境学習情報館えこっくる江東で、若洲風力発電施設を含めた江東区の自然エネルギー利用の取り組みを紹介する。 ○江東エコキッズ事業の実施 		
20年度取組状況	◆実施内容及び実績数値		
	【実施内容】 <ul style="list-style-type: none"> ○ソーラークッキング講座 1回 ○風車工作 2回 ○江東エコキッズ事業 100回 		
21年度取組内容	◆取組内容及び目標数値		
	【取組内容】 <ul style="list-style-type: none"> ○ソーラーカーチャレンジ計画の実施 ○自然エネルギー学習講座の開催 ○自然エネルギーに関する企画展示の開催 ○江東エコキッズ事業の実施 		
◆現在までの進捗状況に対する評価・分析・コメント			
評価A：江東エコキッズ事業を充実した。			
◆今後の取組予定や上記評価を踏まえた課題是正・改善方向			
○環境学習講座等を通して、環境問題の学習や環境改善意識の啓発を行う。			

※具体的目標数値が無い場合は、目標数値欄は「なし」と記載。
 ※進捗状況に対する評価 A(極めて良好) B(良好) C(良好でない)

[環境清掃部環境学習情報館]

環境配慮都市	プログラム名	6. ヒートアイランド対策としての緑の活用などの検討
内容	ヒートアイランドの対策として有効と思われる樹木・緑地面積拡大など緑の活用を図るとともに、人工排熱抑制のための啓発、路面温度低下対策についての研究を進めます。	
目標	ヒートアイランド現象の緩和に効果が期待される（緑地を増やします。）施策の推進を図ります。	目標数値 屋上緑化助成対象面積 （平成17年度からの数値目標） 平成20年度 累計950㎡
事業内容	○生垣等緑化助成・屋上緑化助成（対象区民） ・住宅、事業所等の道路に面した場所を、ブロック塀、万年塀等の代わりに生垣等で緑化する場合、生垣等緑化、既存塀の撤去、フェンスの設置の工事費の一部を助成する。 ・建築物が環境に与える影響を緩和するため、建築物上を緑化する場合、屋上緑化、壁面緑化の工事費の一部を助成する。 ○公共施設 ・公共施設を新築・改築する場合に屋上緑化を行う。 ○地上部緑化及び建築物上緑化の指導を継続し、緑被率の向上 ◆実施内容及び実績数値	
20年度取組状況	【実績数値】 ○生垣等緑化助成・屋上緑化助成（対象区民） 生垣等緑化助成 0件 0㎡ 屋上緑化助成 2件 44.24㎡ ○公共施設屋上緑化 2件 大島南央小 353.00㎡ 亀戸福祉会館 481.00㎡ ○校庭芝生化 3校 大島南央小 400㎡ 第三大島小 2,220㎡ 第六砂町小 1,775㎡ ○敷地面積250㎡以上の建築計画に際しての緑化指導 112件 ○みどりのカーテン講座1回 ○公共施設みどりのカーテン設置9件 ○みどりのカーテンコンテスト応募4件 ○歩道の透水性舗装 東陽五丁目31番～32番外7件 舗装面積 7,762㎡ ○歩道の遮熱性舗装 東砂五丁目9番～14番外1件 舗装面積 758.0㎡ 【実施内容】 ○江東区（行政）クール・ビズ及び夏季冷房温度28℃設定の実施、並びに区民への周知	
21年度取組内容	【目標数値】 ○生垣等緑化助成（40m） 屋上緑化助成（250㎡） ○公共施設屋上緑化 6件 1,059.5㎡ ○敷地面積250㎡以上の建築計画に際しての緑化指導 ○夏季冷房温度の設定 28℃ 【取組内容】 ○生垣等緑化助成・屋上緑化助成（対象区民） ○公共施設屋上緑化 小学校4件 907.5㎡ 保育園2件 152㎡ ○校庭芝生化 第五砂町小学校 外2校 ○地上部緑化及び建築物上緑化の指導を継続し、緑被率の向上を図る。 ○江東区（行政）クール・ビズ及び夏季冷房温度28℃設定の実施、並びに区民への周知 ○みどりのカーテンモニターの募集 ○みどりのカーテン講座の実施 ○公共施設みどりのカーテン設置 ○みどりのカーテンコンテスト実施 ○歩道の透水性舗装の推進 東陽五丁目14番～28番外6件 舗装面積 5,300㎡	
◆現在までの進捗状況に対する評価・分析・コメント		
評価B：20年度は、屋上緑化の申請が少なかったが、他は順調である。		
◆今後の取組予定や上記評価を踏まえた課題是正・改善方向		
○生垣・屋上緑化助成、緑化指導継続 ○引き続き、公共施設を整備や増改築する場合には屋上緑化を行なう。		

※具体的な目標数値が無い場合は、目標数値欄は「なし」と記載。
 ※進捗状況に対する評価 A(極めて良好) B(良好) C(良好でない)

[土木部道路課・水辺と緑の課・環境清掃部環境対策課・環境学習情報館・教育委員会事務局庶務課]

自然共生都市	プログラム名	7. 生物生息状況調査の実施
内容	江東区に生息する生物の生息状況を把握するため調査を実施し、生態系保全に関わる基礎データとします。また、区民によるモニタリングの仕組みをつくり、日常生活に見られる生物相を継続的に把握するとともに環境学習に役立てます。	
目標	1 江東区内の生物生息状況を把握する。 2 生態系の保全に向けた区民・事業者との協働関係を構築する。	目標数値 なし
事業内容	○生物生息状況調査 ・ポケットエコスペース等に生息する生物の調査を行い、野生生物保護と生態系保全の基礎資料とする。また、調査に参加するボランティアのための講習会を開催する。 ○野鳥調査 ・江東区内の水鳥の生息状況を定期的に把握し、水辺環境の基礎資料とする。	
20年度取組状況	◆実施内容及び実績数値 ○生物生息状況調査 ・生物生息状況調査 ・生き物調査初心者講習会：1回 ○野鳥調査 ○三番瀬観察会 1回 ○セミの羽化の観察会 1回 ○秋に鳴く虫の観察会 1回 ○冬鳥の観察会 4回 ○公園の自然観察会 2回 ○江東区の水辺の生き物展 ○秋に鳴く虫展 ○カニ展	
21年度取組内容	◆取組内容及び目標数値 ○生物生息状況調査 ・生き物調査初心者講習会：2回 ・生物調査報告書作成 ○野鳥調査 ○三番瀬観察会 ○セミの羽化の観察会 ○秋に鳴く虫の観察会 ○公園の自然観察会 ○冬鳥の観察会 ○えこっくる周辺ミニ観察会 ○江東区の生きもの展（長期企画展） ○親子ナチュラリスト講座	
◆現在までの進捗状況に対する評価・分析・コメント		
評価B：区民による生き物調査（隔年）が行われて、データの蓄積が始まったところである。参加者は少ないが、ボランティア育成の進展に伴い、修了生を中心に観察会も活発に行われている。		
◆今後の取組予定や上記評価を踏まえた課題是正・改善方向		
○引き続き生き物生息調査・生き物初心者講習会を開催する。 ○区民が気軽に参加可能な観察会を開催し、身近な生態系に気付くきっかけ作りを行う。		

※具体的目標数値が無い場合は、目標数値欄は「なし」と記載。

※進捗状況に対する評価 A(極めて良好) B(良好) C(良好でない)

[土木部水辺と緑の課・環境清掃部環境対策課・環境学習情報館]

自然共生都市	プログラム名	8. 生態系に配慮した地域空間整備(エコスペースの整備)
内容	<p>多様な生物が生息し、自然生態系が機能する空間であるエコスペースの整備を進めます。環境学習の場として、学校等公共施設を活用した整備を進め、公園・河川等の生物の生息地とのネットワーク化を意識した配置を検討します。また、生物の多様性を確保する観点から、整備にあたっては、画一的な形態とならないように配慮します。</p>	
目標	<p>低地帯にある江東区の地理的特性に配慮した自然環境を創出し、そこに暮らす生き物を通し、区民が身近な自然を感じられる空間を増やします。</p>	<p>目標数値 ポケットエコスペース 平成22年度 49箇所</p>
事業内容	<p>○エコスペースの整備と管理 ・1年間に公園エコスペース1箇所、学校エコスペース2箇所を目標に、エコスペースの設置を進めます。 ・既設のポケットエコスペースについては、エコスペースボランティアとともに管理を行います。また、必要に応じて改修工事を行います。</p> <p>○トンボまつり ・エコスペースの意義や役割を広く区民に伝える「トンボまつり」を毎年開催します。</p>	
20年度取組状況	<p>◆実施内容及び実績数値</p> <p>【実績数値】 ○学校エコスペース 新設1箇所（浅間堅川小学校） ○エコスペースボランティアの人数：80名</p> <p>【実施内容】 ○ポケットエコスペースの整備 ○トンボまつりの開催 （ヤゴ救出作戦、軒下ビオトープコンクール、講演会、企画展等）</p>	
21年度取組内容	<p>◆取組内容及び目標数値</p> <p>【目標数値】 ○学校エコスペース 新設1箇所（第四大島小学校） 改修 数箇所</p> <p>【取組内容】 ○ポケットエコスペースの整備 ○トンボまつりの開催 （ヤゴ救出作戦、講演会、企画展等）</p>	
◆現在までの進捗状況に対する評価・分析・コメント		
<p>評価B：学校エコスペースについては毎年1～2校の新設がある。既設のエコスペースでは、27ヶ所でボランティアによる管理が進んでいるが、14校ではまだボランティアがいないので、学校との話し合いが必要である。ヤゴ救出には、約1,300人が参加している。</p>		
◆今後の取組予定や上記評価を踏まえた課題是正・改善方向		
<p>○22年度 学校エコスペース新設1箇所・トンボまつり開催</p>		

※具体的目標数値が無い場合は、目標数値欄は「なし」と記載。
 ※進捗状況に対する評価 A(極めて良好) B(良好) C(良好でない)

[土木部水辺と緑の課]

自然共生都市	プログラム名	9. 区民が自然とふれあうことができる自然観察会の開催	
内容	親水公園や緑道公園を利用して、区民が自然とふれあうことができる観察会を開催します。また学校エコスペースでの観察会には、ボランティアを派遣するなどの援助を行います。		
目標	生態系の保全に向けて、区民・事業者と協働関係を構築する。また、自然観察会において指導的役割を担うボランティアの育成。	目標数値	なし
事業内容	<p>○自然観察会 ・自然保護への関心を高めていくことを目的に、自然観察会・講習会・トンボまつりを開催します。</p> <p>○ネイチャーリーダー講座 ・ポケットエコスペースや自然地における環境管理作業の習得をはじめ、自然観察会や啓発活動の実践や指導を担う人材を育成するための講座を開催します。</p>		
20年度取組状況	<p>◆実施内容及び実績数値</p> <p>【実施内容及び実績数値】</p> <p>○観察会 ・区主催観察会 3回</p> <p>○ネイチャーリーダー講座 ・初級：6回 ・上級：6回</p>		
21年度取組内容	<p>◆取組内容及び目標数値</p> <p>【取組内容及び目標数値】</p> <p>○観察会 ・区主催観察会 3回</p> <p>○ネイチャーリーダー講座 ・初級：6回 ・ビオトープ管理：5回</p>		
◆現在までの進捗状況に対する評価・分析・コメント			
<p>評価B：区の観察会では、募集を上回る希望者がいる。ネイチャーリーダー講座受講者数が伸び悩んでいるが、修了生による活動は活発になっている。</p>			
◆今後の取組予定や上記評価を踏まえた課題是正・改善方向			
<p>○引き続き区主催観察会・ネイチャーリーダー講座を開催し、区民の自然保護への関心を高めるとともに、指導的役割を担う人材の確保・育成に努めていく。</p>			

※具体的目標数値が無い場合は、目標数値欄は「なし」と記載。
 ※進捗状況に対する評価 A(極めて良好) B(良好) C(良好でない)

[土木部水辺と緑の課]

自然共生都市	プログラム名	10. 多目的な公園等整備
内容	公園は区民のレクリエーション・憩いの場、自然とのふれあいの場、生物の生息場所であり、まとまった緑の存在により、熱汚染の緩和や大気清浄化に役立ち、災害時の緩衝帯・避難地としての機能ももっています。このような公園のもつさまざまな機能を十分に活かす方向での整備を進めます。	
目標	一般の公園・児童遊園と親水公園の整備・改修を進める。	目標年度 ：平成22年度 目標数値 1 親水公園： 1園 2 一般公園： 3園 3 児童遊園： 4園
事業内容	○親水公園の改修 ・老朽化した親水公園施設の整備を行う。 ○公園・児童遊園の整備 ・地域ネットワークの中核として、老朽化した施設の多い公園、児童遊園を選定し、整備を行う。	
20年度取組状況	◆実施内容及び実績数値 【実施内容】 ○親水公園： 横十間川親水公園、木場親水公園の整備 ○一般公園： 深川公園の整備	
21年度取組内容	◆取組内容及び目標数値 【実施内容】 ○親水公園： 横十間川親水公園、竪川河川敷公園、木場親水公園、古石場川親水公園の整備 ○一般公園： 大島七丁目公園、深川公園、高森公園の整備	
◆現在までの進捗状況に対する評価・分析・コメント		
評価B：親水公園の改修は、整備計画どおり進んでいる。公園・児童遊園は、目標の改修箇所を明確にし、今後も継続して整備を進めていく。		
◆今後の取組予定や上記評価を踏まえた課題是正・改善方向		
○平成22年度 親水公園 竪川河川敷公園 ○平成22年度 公園 大島四丁目公園		

※具体的目標数値が無い場合は、目標数値欄は「なし」と記載。
 ※進捗状況に対する評価 A(極めて良好) B(良好) C(良好でない)

[土木部水辺と緑の課]

自然共生都市	プログラム名	11. 生態系に配慮した水辺環境整備
内容	多自然型工法等の採用により、生態系に配慮した水辺環境整備促進に努めます。	
目標	数値目標に従い、水辺の散歩道及び潮風の散歩道を順次整備していく。	【平成22年度までの整備率】 1 水辺の散歩道 河川耐震護岸18,905mのうち 75.4% を整備する。 2 潮風の散歩道 運河の内部護岸29,100mのうち 23.2% を整備する。
事業内容	<p>○区民や来訪者が水辺に親しみながら、安全・快適に通行できるように、河川の耐震護岸や運河の高潮防潮堤を園路として整備する。</p> <p>※水辺の散歩道・・・河川の耐震護岸を緑化して河川並木を整備し、遊歩道として開放する。</p> <p>※潮風の散歩道・・・運河の高潮防潮堤の上部を整備し、遊歩道として開放する。</p>	
20年度取組状況	<p>◆実施内容及び実績数値</p> <p>潮風の散歩道・・・・・・ 延長 487m</p>	
21年度取組内容	<p>◆取組内容及び目標数値</p> <p>潮風の散歩道・・・・延長1,040m 施工予定</p>	
◆現在までの進捗状況に対する評価・分析・コメント		
<p>評価B：平成19年度からの計画に沿って進めている。水辺の散歩道、潮風の散歩道とも、地域沿岸住民及び関係機関の協力を得て、今後とも整備を進めていく。</p>		
◆今後の取組予定や上記評価を踏まえた課題是正・改善方向		
<p>○潮風の散歩道・・・平成22年度 340m</p> <p>○水辺の散歩道・・・平成22年度 250m</p>		

※具体的目標数値が無い場合は、目標数値欄は「なし」と記載。
 ※進捗状況に対する評価 A(極めて良好) B(良好) C(良好でない)

[土木部水辺と緑の課]

自然共生都市	プログラム名	12. 区民・事業者による緑化の推進
内容	家庭における身近な緑化から事業所等の大規模な緑化まで、多様な空間の緑化を区民・事業者とともに推進するため、指導・支援を行います。	
目標	みどり豊かな街並み景観の創出、都市型水害の防止などに効果が期待される緑地を増やします。	目標数値 屋上緑化助成対象面積 (平成17年度からの数値目標) 平成20年度 累計 950㎡
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○保護樹木・保護樹林助成制度を継続します。 ○生垣等緑化助成制度を継続します。 ○屋上緑化助成制度を継続します。 ○敷地面積250㎡以上の建築計画に際しての緑化指導を継続します。 	
20年度取組状況	◆実施内容及び実績数値 【実施内容及び実績数値】 <ul style="list-style-type: none"> ○保護樹木・保護樹林助成…樹木169本、樹林2箇所 4,972㎡ ○生垣等緑化助成…0件 0㎡ ○屋上緑化助成…2件 44.24㎡ ○敷地面積250㎡以上の建築計画に際しての緑化指導…112件 	
21年度取組内容	◆取組内容及び目標数値 【取組内容及び目標数値】 <ul style="list-style-type: none"> ○保護樹木・保護樹林助成…樹木169本、樹林2箇所 4,972㎡ ○生垣等緑化助成…40㎡ ○屋上緑化助成…250㎡ ○敷地面積250㎡以上の建築計画に際しての緑化指導 	
◆現在までの進捗状況に対する評価・分析・コメント		
評価B：20年度屋上緑化助成の申請が減少したが、保護樹木本数が増加した。		
◆今後の取組予定や上記評価を踏まえた課題是正・改善方向		
○生垣・屋上緑化助成の申請が少なく、区報等でPRしていく。		

※具体的目標数値が無い場合は、目標数値欄は「なし」と記載。
 ※進捗状況に対する評価 A(極めて良好) B(良好) C(良好でない)

[土木部水辺と緑の課]

健康安全都市	プログラム名	13. 自動車低公害化の促進
--------	--------	----------------

内容 事業者に対して、自動車排出ガスによる環境大気汚染防止のための融資斡旋制度のほかに、補助制度を実施します。また、公共施設をはじめとした駐停車中の自動車に対し、アイドリングストップを呼びかける運動を推進します。

目標 低公害車の導入および粒子状物質減少装置の取付けに融資斡旋を行う。
ディーゼル車規制に対する助成を継続して実施する。
アイドリングストップ運動を行い、排出ガスの抑制を図る。

目標数値 粒子状物質減少装置装着助成
小型車40台、大型車20台

事業内容 ○自動車の低公害化（低公害車の購入、粒子状物質減少装置装着等）に対し、環境保全対策資金の融資斡旋を行う。
○東京都の補助金を受けて粒子状物質減少装置を装着した方に、その経費の一部を助成する。
○冬期（11月～1月）に自動車排出ガス対策を行う。

20年度取組状況	◆実施内容及び実績数値	【実施内容】 ○自動車の低公害化を対象に環境保全対策資金融資斡旋制度の事前審査申込を受付けた。 ○粒子状物質減少装置装着者に対して、都の補助金の4分の1（小型車2万5千円、大型車5万円を限度）を助成した。 ○区内の事業所等にアイドリング・ストップの協力要請を行うと共に防災センターにアイドリングストップを呼びかける懸垂幕を懸架した。 【実績数値】 ○環境保全対策資金融資斡旋 低公害車の購入3台 （平成21年3月末現在） 18,663,748円融資の申請を受付けた。 ○粒子状物質減少装置装着助成 小型車19台、大型車4台 （平成21年3月末現在） 649,000円を助成した。	【年度別一覧】 環境保全対策資金融資斡旋(低公害車の購入)年度別一覧 H21.3.31現在
	21年度取組内容	◆取組内容及び目標数値 【取組内容】 ○環境保全対策資金融資斡旋は継続して取り組む。 ○粒子状物質減少装置装着助成は継続して取り組む。 ○冬期（11月～1月）の自動車排出ガス対策は継続して取り組む。 【目標数値】 ○粒子状物質減少装置装着助成 小型車40台、大型車20台	粒子状物質減少装置装着助成金 年度別一覧 H21.3.31現在

◆現在までの進捗状況に対する評価・分析・コメント
評価B：低公害車への買い替えや自動車排出ガス規制によりNOx（窒素酸化物）やSPM（浮遊粒子状物質）は減少が続いている。Ox（光化学オキシダント）は横ばいの状態が続いており、現在の取組を継続していく必要がある。

◆今後の取組予定や上記評価を踏まえた課題是正・改善方向
○環境保全対策資金融資斡旋は継続して取り組む。
○粒子状物質減少装置装着助成は継続して取り組む。
○冬期（11月～1月）の自動車排出ガス対策は継続して取り組む。

※具体的目標数値が無い場合は、目標数値欄は「なし」と記載。
※進捗状況に対する評価 A(極めて良好) B(良好) C(良好でない)

健康安全都市	プログラム名	14. 河川等の水質浄化に向けての取り組み			
内容	良好な水循環の確保、水辺の保全等の施策と一体となるものとして、水質浄化など水質保全対策に取り組みます。				
目標	水質基準に係る環境基準を達成すること。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="794 400 863 698" rowspan="2">目標数値</td> <td data-bbox="863 400 1501 551">(河川) BOD : 5 mg/ℓ以下 DO : 5 mg/ℓ以上 SS : 50 mg/ℓ以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="863 551 1501 698">(運河) COD : 8 mg/ℓ以下 DO : 2 mg/ℓ以上</td> </tr> </table>	目標数値	(河川) BOD : 5 mg/ℓ以下 DO : 5 mg/ℓ以上 SS : 50 mg/ℓ以下	(運河) COD : 8 mg/ℓ以下 DO : 2 mg/ℓ以上
目標数値	(河川) BOD : 5 mg/ℓ以下 DO : 5 mg/ℓ以上 SS : 50 mg/ℓ以下				
	(運河) COD : 8 mg/ℓ以下 DO : 2 mg/ℓ以上				
事業内容	○定期的に水質調査を実施して、区内河川の水質汚濁の状況を監視するとともに、必要に応じて水質浄化対策を検討する。				
◆実施内容及び実績数値					
20年度取組状況	<p>【実施内容】</p> <p>○年間4回、pH、BOD、COD、DO、SS等の12項目について、永代橋等の区内河川15地点で、水質調査を実施した。</p> <p>○水質調査体験会3回 ○船上からの水辺探検1回</p> <p>【実績数値】</p> <p>○河川（12地点平均）</p> <p>・ BOD : 1.0 mg/ℓ DO : 3.9 mg/ℓ SS : 3 mg/ℓ</p> <p>○運河（3地点平均）</p> <p>・ COD : 4.8 mg/ℓ DO : 4.9 mg/ℓ</p>				
◆取組内容及び目標数値					
21年度取組内容	<p>【取組内容】</p> <p>○年間4回、pH、BOD、COD、DO、SS等の12項目について、永代橋等の区内河川15地点で、水質調査を実施</p> <p>○河川水質の状況または陳情等に応じて、関係機関に改善対策を要請する。</p> <p>○合流式下水道ポンプ所からの排水による河川水質汚濁について実態の把握に努める。</p> <p>○水質調査体験会</p> <p>○船上からの水辺探検</p> <p>○家庭排水と水環境の講座</p> <p>【目標数値】</p> <p>○環境基準に適合する。</p>				
◆現在までの進捗状況に対する評価・分析・コメント					
<p>評価B : 河川のBOD、pH、SS、また運河のpH、CODは環境基準を達成する状況が続いている。</p> <p>評価C : 河川水質改善対策については、雨天時における下水道ポンプ所からの排水水による河川の汚濁問題等で解決すべき課題があり、さらなる取り組みが必要である。</p>					
◆今後の取組予定や上記評価を踏まえた課題是正・改善方向					
<p>○今後とも定期調査を継続するとともに、江東区の水辺を知るための講座やイベントを開催する。</p> <p>○合流式下水道ポンプ所については都下水道局が計画的に改善工事を実施していることから、河川水質は今後改善することが期待される。</p>					

※具体的目標数値が無い場合は、目標数値欄は「なし」と記載。
 ※進捗状況に対する評価 A(極めて良好) B(良好) C(良好でない)

[環境清掃部環境対策課・環境学習情報館]

健康安全都市	プログラム名	15. 都市生活型公害防止マニュアルの普及											
内容	都市生活型公害防止マニュアルを活用し、自動車による大気汚染や生活排水による水質汚濁、集合住宅等における騒音・振動などの都市生活型公害の防止に努めます。												
目標	都市生活型の苦情は、環境確保条例や公害関係法令による基準を目安とした指導は困難である。区民一人ひとりが公害防止について自覚し、相手の立場に立って考えることができる社会をめざす。	目標数値	なし										
事業内容	○騒音や悪臭の苦情申し立てがあった場合に都市生活型公害防止マニュアルを活用し、適切な情報提供と指導を行う。												
20年度取組状況	◆実施内容及び実績数値 【実施内容】 ○新しい都市生活型公害防止マニュアル「その音大丈夫ですか？」を作成し、窓口等で配布した。 【実績数値】 ○都市生活型公害防止マニュアル「その音大丈夫ですか？」 300部作成		マニュアル作成数 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>配布数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度</td> <td>300部</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>300部</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>300部</td> </tr> <tr> <td>平成17年度</td> <td>300部</td> </tr> </tbody> </table>	年度	配布数	平成20年度	300部	平成19年度	300部	平成18年度	300部	平成17年度	300部
年度	配布数												
平成20年度	300部												
平成19年度	300部												
平成18年度	300部												
平成17年度	300部												
21年度取組内容	◆取組内容及び目標数値 【取組内容】 ○都市生活型公害防止マニュアル「その音大丈夫ですか？」を必要に応じて改訂・増刷し、窓口等で配布して適切な情報提供と指導を行う。 【目標数値】 ○マニュアル300部増刷												
◆現在までの進捗状況に対する評価・分析・コメント													
評価B：近隣住民同士の騒音等トラブルの際、当事者に配布し、適切な情報提供と指導を行っている。集合住宅管理組合役員等の相談の際、住民周知用に配布している。													
◆今後の取組予定や上記評価を踏まえた課題是正・改善方向													
○改訂を重ねながらマニュアルを増刷し、住民等に配布して適切な情報提供と指導を行う。													

※具体的目標数値が無い場合は、目標数値欄は「なし」と記載。
 ※進捗状況に対する評価 A(極めて良好) B(良好) C(良好でない)

[環境清掃部環境対策課]

健康安全都市	プログラム名	16. 有害化学物質の監視・調査
内容	健康に対する影響が危惧されるダイオキシン類とベンゼンの濃度について、汚染状況を把握するための調査を実施します。	
目標	ダイオキシン類及びベンゼンについては環境基準が設定されており、それぞれの環境基準を達成することを目標とする。	目標数値 ダイオキシン類 水質→1 pg-TEQ/ℓ以下 底質→150 pg-TEQ/g以下 ベンゼン 大気→3 μg/m ³ 以下
事業内容	1. ダイオキシン類：継続的にダイオキシン類の水質及び底質調査を行い、環境基準の達成状況を監視する。 2. ベンゼン：平成12年1月からガソリン中のベンゼン含有率の規制が5%から1%に強化されたが、主な排出源である自動車排出ガスを減らすため、区民や事業者にアイドリングストップ等の協力を呼びかける。また継続的にベンゼンの大気調査を行い、環境基準の達成状況を監視する。	
20年度取組状況	◆実施内容及び実績数値 【実施内容】 ○区内河川（5地点）の水質、底質中のダイオキシン類による汚染状況を調査した。 ○交通量の多い3幹線道路について、沿道とその後背地を年2回調査した。 【実績数値】 ○ダイオキシン類（5地点平均値） ・水質：0.22 pg-TEQ/ℓ 底質：25 pg-TEQ/g ○ベンゼン（3地点平均値） ・沿道：2.3 μg/m ³ 後背地：2.1 μg/m ³	
21年度取組内容	◆取組内容及び目標数値 【取組内容】 ○区内河川（5地点）の水質、底質中のダイオキシン類による汚染状況を調査する。 【目標数値】 ○交通量の多い3幹線道路について、沿道とその後背地を年2回調査する。	
◆現在までの進捗状況に対する評価・分析・コメント		
○ダイオキシン類 ・ 評価B ：水質、底質ともに環境基準を達成しているが、今後とも調査を続ける必要がある。 ○ベンゼン ・ 評価B ：沿道、後背地ともに環境基準を達成しているが、今後とも調査を続ける必要がある。		
◆今後の取組予定や上記評価を踏まえた課題是正・改善方向		
○ダイオキシン類、ベンゼンについて引き続いて調査を行う。		

※具体的目標数値が無い場合は、目標数値欄は「なし」と記載。
 ※進捗状況に対する評価 A(極めて良好) B(良好) C(良好でない)

[環境清掃部環境対策課]

健康安全都市	プログラム名	17. シックハウス対策等の推進																																
内容	区民に対する相談窓口の充実を図るとともに、公共施設における良好な室内空気質環境を確保するための対策を進めます。																																	
目標	良好な室内空気質環境を確保する。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="794 409 863 707">目標数値</td> <td data-bbox="863 409 1497 707">なし</td> </tr> </table>	目標数値	なし																														
目標数値	なし																																	
事業内容	<p>○公共施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共施設の新築・改築・改修にあたっては、「江東区公共施設の建築等に係る室内空気環境に関する方針」に基づき適正な検査（精密測定）を行う。 工事にあたっては環境配慮型の製品を使用し、現場での監理を十分に行うとともに、室内空気環境を確保するため換気装置を設置する。 																																	
20年度取組状況	<p>◆実施内容及び実績数値</p> <p>○区民相談窓口等</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成20年度 相談件数5件（測定施設0件） なお、相談窓口の周知については、区報、ホームページを活用している。 <p>○公共施設の整備の計画に基づき平成20年度は、以下のとおり整備した。</p> <table border="1"> <tr> <td>新築、改築</td> <td>精密測定</td> <td>3施設</td> </tr> <tr> <td>改修</td> <td>精密測定</td> <td>14施設</td> </tr> </table> <table border="1"> <caption>相談件数及び精密測定施設数</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th rowspan="2">相談件数</th> <th colspan="2">精密測定</th> </tr> <tr> <th>新築、改築</th> <th>改修</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度</td> <td>5件</td> <td>3施設</td> <td>14施設</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>6件</td> <td>2施設</td> <td>5施設</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>4件 (測定施設1件)</td> <td>4施設</td> <td>14施設</td> </tr> <tr> <td>平成17年度</td> <td>5件 (測定施設2件)</td> <td>3施設</td> <td>15施設</td> </tr> <tr> <td>平成16年度</td> <td>6件 (測定施設6件)</td> <td>2施設</td> <td>精密測定 16施設 簡易測定 9施設</td> </tr> </tbody> </table>		新築、改築	精密測定	3施設	改修	精密測定	14施設	年度	相談件数	精密測定		新築、改築	改修	平成20年度	5件	3施設	14施設	平成19年度	6件	2施設	5施設	平成18年度	4件 (測定施設1件)	4施設	14施設	平成17年度	5件 (測定施設2件)	3施設	15施設	平成16年度	6件 (測定施設6件)	2施設	精密測定 16施設 簡易測定 9施設
新築、改築	精密測定	3施設																																
改修	精密測定	14施設																																
年度	相談件数	精密測定																																
		新築、改築	改修																															
平成20年度	5件	3施設	14施設																															
平成19年度	6件	2施設	5施設																															
平成18年度	4件 (測定施設1件)	4施設	14施設																															
平成17年度	5件 (測定施設2件)	3施設	15施設																															
平成16年度	6件 (測定施設6件)	2施設	精密測定 16施設 簡易測定 9施設																															
21年度取組内容	<p>◆取組内容及び目標数値</p> <p>○区民相談窓口等</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成20年度と同様に継続して取り組む。 <p>○公共施設の整備の計画に基づき平成21年度は、以下のとおり整備する。</p> <table border="1"> <tr> <td>新築、改築</td> <td>精密測定</td> <td>6施設</td> </tr> <tr> <td>改修</td> <td>精密測定</td> <td>20施設</td> </tr> </table>		新築、改築	精密測定	6施設	改修	精密測定	20施設																										
新築、改築	精密測定	6施設																																
改修	精密測定	20施設																																
◆現在までの進捗状況に対する評価・分析・コメント																																		
<p>評価B：現在、施工監理の徹底により良好な環境確保が来ている。 今後、改築・改修等は年々増加傾向にあるため、対策にあたっては今まで以上に徹底した取り組みが必要となる。</p>																																		
◆今後の取組予定や上記評価を踏まえた課題是正・改善方向																																		
○引続き良好な室内空気質環境の確保を目指す。																																		

※具体的目標数値が無い場合は、目標数値欄は「なし」と記載。
 ※進捗状況に対する評価 A(極めて良好) B(良好) C(良好でない)

[総務部営繕課・保健所生活衛生課・教育委員会事務局庶務課]

快適文化都市	プログラム名	18. 景観上重要な建造物と地区の指定
内容	日々変貌するまちの中で、景観上重要な建造物や地区を指定し、保存やまちづくりに活かします。	
目標	平成21年度までに都市景観重要建造物を8ヶ所定める。 平成18年度以降景観重点地区を1ヶ所定める。	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; background-color: black; color: white; padding: 5px; margin-right: 10px;">目標数値</div> <div> <p>○平成21年度都市景観重要建造物 目標 8ヶ所 [達成 4ヶ所(4橋)]</p> <p>○平成18年度以降景観重点地区 目標 1ヶ所</p> </div> </div>
事業内容	<p>○都市景観重要建造物の指定 都市景観条例に基づき、景観づくり上重要な建築物、工作物等を都市景観重要建造物に指定し、その保全を図る。</p> <p>○景観重点地区の指定 都市景観条例に基づき、景観づくりを進めるうえで重点的に景観の誘導及び保全を図る地区を指定する。</p>	
◆実施内容及び実績数値		
20年度取組状況	<p>【実績数値】</p> <p>○景観重点地区の景観づくりの誘導及び保全 1ヶ所</p> <p>○景観づくり区民団体の支援 1団体</p> <p>【実施内容】</p> <p>○都市景観条例に基づく「深川萬年橋景観重点地区」において、区が先導的に景観づくりを行うため、整備計画（平成19年度策定）に基づき、萬年橋のライトアップを行った。</p> <p>○景観づくり区民団体活動助成要綱に基づき、景観重点地区内の地域住民の自主組織である景観づくり区民団体の景観づくり活動に対して、助成金を交付した。</p>	
◆取組内容及び目標数値		
21年度取組内容	<p>【目標数値】</p> <p>○景観重点地区の景観づくりの誘導及び保全 1ヶ所</p> <p>○景観づくり区民団体の支援 1団体</p> <p>【取組内容】</p> <p>○深川萬年橋景観重点地区については、地域特性を生かした魅力あるまちなみを形成するよう誘導するとともに、児童遊園及び公衆便所について景観に配慮して改修し、先導的に景観づくりを行う。また、景観づくり区民団体の自主的な活動を支援することにより良好な景観の形成を促進する。</p>	
◆現在までの進捗状況に対する評価・分析・コメント		
評価B：萬年橋のライトアップが完成したことにより、景観重点地区のランドマークとなった。今後公共施設の改修においても景観に配慮していきたい。		
◆今後の取組予定や上記評価を踏まえた課題是正・改善方向		
<p>○深川萬年橋景観重点地区については、地区内の公共施設について、まちなみのシンボルとして親しまれるよう景観に配慮して整備し、先導的に景観づくりを行う。</p> <p>○景観重要建造物については、平成20年度に策定した江東区景観計画に基づき、対象に樹木を加え新たな指定を目指す。</p>		

※具体的目標数値が無い場合は、目標数値欄は「なし」と記載。
 ※進捗状況に対する評価 A(極めて良好) B(良好) C(良好でない)

[都市整備部都市計画課]

快適文化都市	プログラム名	19. 江東区アメニティマップの作成
内容	<p>五感に訴えるさまざまな快いもの（美しい景観・心地よい音や香りなど）に出会える場所を調査し、マップとして紹介することによって区民による地域環境への認識を深め、良いものを将来に伝えていく取組みを促します。</p>	
目標	<p>アメニティマップとして美しい景観、心地よい場所などを掲載し、江東区の魅力ある場所を紹介し、区民が地域に愛着を持てるようなきっかけ作りをするとともに、環境への意識啓発を図っていく。さらには、広く区外の人にも江東区の良さをアピールしていく。</p>	<p>目標数値</p> <p>平成20年度までに5項目のアメニティマップを作成。</p> <p>平成18年度：3項目 平成19年度：1項目 平成20年度：1項目</p>
事業内容	<p>美しいまちなみ、水辺、快適な道、みどり、歴史的建造物などアメニティマップに掲載する情報を毎年追加し、充実を図る。</p>	
20年度取組状況	<p>◆実施内容及び実績数値</p> <p>環境活動を行う区民団体に協力を仰ぎ、「みどり」をテーマにしたマップを作成した。</p>	
21年度取組内容	<p>◆取組内容及び目標数値</p> <p>環境学習事業等で活用を図る。 公開方法を検討する。</p>	
◆現在までの進捗状況に対する評価・分析・コメント		
<p>評価A：20年度末で、5種類のマップを作成し、目標を達成した。</p>		
◆今後の取組予定や上記評価を踏まえた課題是正・改善方向		
<p>公開方法及び活用方法について検討する。</p>		

※具体的目標数値が無い場合は、目標数値欄は「なし」と記載。
 ※進捗状況に対する評価 A(極めて良好) B(良好) C(良好でない)

[環境学習情報館]

快適文化都市		プログラム名	20. やさしいまちづくり実行計画実践と継続																																																						
内 容	障害をもった人や高齢者をはじめ一人でも多くの人に安全で使いやすい環境をつくるため「やさしいまちづくり推進計画」の実践と継続に取り組みます。																																																								
目 標	やさしいまちづくり推進計画の目標 区と区民及び事業者の協働により、できるところから実行する、江東区の特性を活かした「やさしいまち」の実現を目標とする。 ※やさしいまちづくり：年齢の違い、能力の違い、使用する言語などの条件にかかわらず、一人でも多くの人に使いやすく安心して安全な環境をつくるため、区と区民および事業者が協働で進めるまちづくり	目標数値	下記「事業内容」欄参照																																																						
事 業 内 容	<table border="1"> <thead> <tr> <th>重点施策名</th> <th>20年度目標</th> <th>20年度実績</th> <th>21年度目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 民間集合住宅共用部分のバリアフリー化促進</td> <td>30件</td> <td>17件</td> <td>30件</td> </tr> <tr> <td>2 民間集合住宅整備にあたっての歩道と連続する空間整備</td> <td>30件</td> <td>13件</td> <td>30件</td> </tr> <tr> <td>3 小規模既存民間建築物等の改修促進</td> <td>6件</td> <td>0件</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>4 誰でもやさしい公園の整備</td> <td>10園</td> <td>13園</td> <td>10園</td> </tr> <tr> <td>5 だれでもトイレの整備</td> <td>5箇所</td> <td>5箇所</td> <td>5箇所</td> </tr> <tr> <td>6 無電柱化と円滑な歩道整備</td> <td>富岡地区</td> <td>富岡地区</td> <td>富岡地区</td> </tr> <tr> <td>7 視覚障害者誘導用ブロックの設置</td> <td>800m</td> <td>800m</td> <td>800m</td> </tr> <tr> <td>8 鉄道駅のエレベーター整備 平成21年2月28日に潮見駅、3月14日に越中島駅のエレベーター供用開始 (平成19年9月22日に東陽町駅のエレベーター供用開始)</td> <td>3箇所</td> <td>2箇所</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>9 駅周辺の面的整備 (特定事業計画—東陽町駅周辺地域・南砂町駅周辺地域) ※19年度以降は上記の2箇所の地域を引続き整備</td> <td>2箇所</td> <td>※2箇所</td> <td>※2箇所</td> </tr> <tr> <td>10 まちづくりワークショップ</td> <td>8回</td> <td>8回</td> <td>8回</td> </tr> <tr> <td>11 ユニバーサルデザインハンドブック</td> <td>作成</td> <td>—</td> <td>作成</td> </tr> <tr> <td>12 交流の場づくり</td> <td>実施</td> <td>実施</td> <td>実施</td> </tr> </tbody> </table>					重点施策名	20年度目標	20年度実績	21年度目標	1 民間集合住宅共用部分のバリアフリー化促進	30件	17件	30件	2 民間集合住宅整備にあたっての歩道と連続する空間整備	30件	13件	30件	3 小規模既存民間建築物等の改修促進	6件	0件	6件	4 誰でもやさしい公園の整備	10園	13園	10園	5 だれでもトイレの整備	5箇所	5箇所	5箇所	6 無電柱化と円滑な歩道整備	富岡地区	富岡地区	富岡地区	7 視覚障害者誘導用ブロックの設置	800m	800m	800m	8 鉄道駅のエレベーター整備 平成21年2月28日に潮見駅、3月14日に越中島駅のエレベーター供用開始 (平成19年9月22日に東陽町駅のエレベーター供用開始)	3箇所	2箇所	—	9 駅周辺の面的整備 (特定事業計画—東陽町駅周辺地域・南砂町駅周辺地域) ※19年度以降は上記の2箇所の地域を引続き整備	2箇所	※2箇所	※2箇所	10 まちづくりワークショップ	8回	8回	8回	11 ユニバーサルデザインハンドブック	作成	—	作成	12 交流の場づくり	実施	実施	実施
重点施策名	20年度目標	20年度実績	21年度目標																																																						
1 民間集合住宅共用部分のバリアフリー化促進	30件	17件	30件																																																						
2 民間集合住宅整備にあたっての歩道と連続する空間整備	30件	13件	30件																																																						
3 小規模既存民間建築物等の改修促進	6件	0件	6件																																																						
4 誰でもやさしい公園の整備	10園	13園	10園																																																						
5 だれでもトイレの整備	5箇所	5箇所	5箇所																																																						
6 無電柱化と円滑な歩道整備	富岡地区	富岡地区	富岡地区																																																						
7 視覚障害者誘導用ブロックの設置	800m	800m	800m																																																						
8 鉄道駅のエレベーター整備 平成21年2月28日に潮見駅、3月14日に越中島駅のエレベーター供用開始 (平成19年9月22日に東陽町駅のエレベーター供用開始)	3箇所	2箇所	—																																																						
9 駅周辺の面的整備 (特定事業計画—東陽町駅周辺地域・南砂町駅周辺地域) ※19年度以降は上記の2箇所の地域を引続き整備	2箇所	※2箇所	※2箇所																																																						
10 まちづくりワークショップ	8回	8回	8回																																																						
11 ユニバーサルデザインハンドブック	作成	—	作成																																																						
12 交流の場づくり	実施	実施	実施																																																						
20 年 度 取 組 状 況	◆実施内容及び実績数値 【取組内容】 ○やさしいまちづくりワークショップ開催（ユニバーサルデザインのまちづくりの理解を深める） ○災害時バリアフリー避難所体験学習 【目標数値】 ○上記「事業内容」欄参照																																																								
21 年 度 取 組 内 容	◆取組内容及び目標数値 【取組内容】 ○やさしいまちづくりワークショップ開催（やさしいまちづくりハンドブック・DVDの作成） 【目標数値】 ○上記「事業内容」欄参照																																																								
◆現在までの進捗状況に対する評価・分析・コメント																																																									
評価A：重点施策について成果がある。																																																									
◆今後の取組予定や上記評価を踏まえた課題是正・改善方向																																																									
○上記「事業内容」欄参照																																																									

※具体的目標数値が無い場合は、目標数値欄は「なし」と記載。
※進捗状況に対する評価 A(極めて良好) B(良好) C(良好でない)

[都市整備部まちづくり推進課]

快適文化都市	プログラム名	21. 自転車駐車場の整備と放置自転車の一掃をめ ざす
内 容	<p>自転車利用の促進に向け自転車駐車場等の整備を進めるとともに、歩行者の通行や景観などに大きな影響を与えている放置自転車の一掃をめざした取り組みを推進します。</p>	
目 標	<p>放置自転車台数 4, 200台 (平成21年度目標)</p>	<p>目標数値 同左</p>
事 業 内 容	<p>○自転車駐車場の整備 ○駅前放置自転車クリーンキャンペーンの実施 ○放置自転車の撤去を実施</p>	
2 0 年 度 取 組 状 況	<p>◆実施内容及び実績数値</p> <p>○放置自転車台数 3, 975台 (平成20年10月調査) ○自転車駐車場整備 ・ 亀戸駅北口第二自転車駐車場 720台増設 ・ 大島駅自転車駐車場 52台整備 ・ 南砂駅西口自転車駐車場 200台増設 ○駅前放置自転車クリーンキャンペーン実施 (門前仲町駅、亀戸駅、東陽町駅) ○放置自転車撤去台数 29, 266台</p>	
2 1 年 度 取 組 内 容	<p>◆取組内容及び目標数値</p> <p>【目標数値】 自転車収容台数 20, 000台 【事業内容】 ○自転車駐車場整備 ・ 亀戸駅北口第二自転車駐車場増設 ○駅前放置自転車クリーンキャンペーンの充実 ○放置自転車撲滅キャンペーンの実施</p>	
◆現在までの進捗状況に対する評価・分析・コメント		
<p>評価B：自転車駐車場整備及び放置自転車撤去作業等の積極的な取り組みにより、放置自転車台数は順調に減少しており、当初、平成21年度目標とした放置自転車台数4, 200台も既にクリアしている。しかし、従前想定していなかった地域で放置がみられるなど新たな課題が出現しつつあり、今後も積極的に取り組んでいく必要がある。</p>		
◆今後の取組予定や上記評価を踏まえた課題是正・改善方向		
<p>○自転車駐車場整備 ○放置自転車撤去の充実 (地域の見直し等含めた検討)</p>		

※具体的目標数値が無い場合は、目標数値欄は「なし」と記載。
 ※進捗状況に対する評価 A(極めて良好) B(良好) C(良好でない)

[土木部交通対策課]

パートナーシップ形成	プログラム名	22. 江東区環境行動計画の策定(実行)
内容	<p>区民・事業者の参加のもとに、江東区環境行動計画を策定します。この計画は、区が率先して取り組みを進める江東区庁内環境配慮推進計画とあわせて、区民・事業者・区の役割分担に基づく江東区のローカルアジェンダに相当する計画として策定します。地球環境問題への取り組み等、環境保全活動における具体的な目標（数値目標等）と達成までの期間を設定します。</p>	
目標	<p>計画の策定作業や進捗状況のチェック体制に広範な区民や事業者が関わることにより区民、事業者、行政3者のパートナーシップの確立と目標実現に向けてのそれぞれの役割区分を明確にし、江東区全体の環境負荷軽減を図る。</p>	<p>目標数値 なし</p>
事業内容	<p>平成16年度 区民、事業者からなる策定検討委員会（仮称）の体制づくり 平成17年度 策定のための検討委員会の開催及び計画策定 平成18年度 計画に沿った事業の展開 平成19年度以降 計画の進捗状況の点検・評価。環境審議会等への報告</p>	
20年度取組状況	<p>◆実施内容及び実績数値</p> <p>○行動計画の重点プログラムに沿った事業を展開した。</p> <p>主な取組プログラム ○ごみゼロ運動等の推進 ○省エネルギーの具体策など取組方法紹介 ○雨水利用の推進 ○ヒートアイランド対策としての緑の活用などの検討 ○生態系に配慮した地域空間整備（エコスペースの整備） ○区民・事業者による緑化の推進 ○自動車低公害化の促進</p>	
21年度取組内容	<p>◆取組内容及び目標数値</p> <p>○江東区庁内環境配慮推進計画とあわせ、計画に沿った事業を引き続き展開していく。</p> <p>○計画の進捗状況の点検を行う。</p>	
◆現在までの進捗状況に対する評価・分析・コメント		
<p>評価A：行動計画策定という当初の目標は達成された。</p>		
◆今後の取組予定や上記評価を踏まえた課題是正・改善方向		
<p>○引き続き行動計画進捗状況を点検し、これまでの成果や課題を踏まえて、基本計画との一本化を検討する。</p>		

※具体的目標数値が無い場合は、目標数値欄は「なし」と記載。
※進捗状況に対する評価 A(極めて良好) B(良好) C(良好でない)

[環境清掃部環境対策課]

パートナーシップ形成	プログラム名	23. 環境情報システム及び環境学習の充実
内容	<p>こどもから大人までさまざまな年齢層の人に対応できる総合的な環境学習プログラムを策定し、環境学習の充実を図ります。また、環境学習の拠点として平成19年2月に環境学習情報館えこっくる江東を開設し、環境情報の発信拠点として今後その機能をさらに充実させます。</p>	
目標	目標数値	<p>エコリーダー養成講座卒業生 平成21年度目標 200名</p>
事業内容	<p>○環境学習情報館えこっくる江東で、環境保全に関する環境学習、啓発イベントを実施する。 ○環境学習情報館えこっくる江東のホームページ、情報誌による環境情報の発信 ○区民、事業者、区がパートナーシップを形成し、環境保全を推進するための環境フェアを実施する。 ○環境学習情報館えこっくる江東の一階常設展示室の案内をする区民ボランティアの育成 ○地域で環境保全活動を行う環境リーダーを育成するため、エコリーダー養成講座を開催する。 ○各個人・家庭レベルでの環境保全に対する意識啓発や、地域における取り組みの強化に繋がる事業を展開する。</p>	
◆実施内容及び実績数値		
20年度取組状況	<p>【実施内容】 ○えこっくる江東のホームページの更新及び情報誌「たすけ通信」の発行。 ○えこっくる江東で活動するエコサポーター（区民ボランティア）の養成2名（登録者人数計38名） ○エコリーダー養成講座修了生22名（20年度までの修了生 延べ190名） ○環境学習講座・イベントの開催 256回 5,334人参加 ○えこっくる江東団体見学 2,747人 ○環境フェアの開催 来場者数8,400人 ○2周年記念イベントの開催 講演会74人、来場者数延べ507人 ○「環境家計簿（WEB版）」ホームページを7月に開設。 ○区内全小学校5年生児童（約2,800人）を対象に「環境に配慮した行動」の実践を促す「カーボンマイナスこどもアクション」を実施。参加率73.8%、合計51,939kgのCO₂を削減。優秀校16校を表彰。</p>	
21年度取組内容	<p>【取組内容】 ○環境学習情報館えこっくる江東の環境保全に関する環境学習講座、啓発イベントの実施 ○環境学習情報館えこっくる江東情報紙、メールマガジン発行、ホームページの充実 ○3周年記念イベント、環境フェアの実施 ○環境学習情報館えこっくる江東で活動するエコサポーターの養成 ○エコリーダー養成講座の開催 ○「カーボンマイナスこどもアクション」を引き続き実施。対象を区内全小学校5年生及び6年生と拡大する。</p>	
◆現在までの進捗状況に対する評価・分析・コメント		
評価A	<p>○講座・イベントの回数、人数ともに倍増した。 ○環境フェアを実行委員会で開催した。 ○小学校5年生児童及びその家庭を中心に、CO₂排出削減の具体的成果が得られた。</p>	
◆今後の取組予定や上記評価を踏まえた課題是正・改善方向		
<p>○環境学習、情報発信、環境活動の拠点となる施設として、引き続きその機能の充実を図ります。</p>		

※具体的目標数値が無い場合は、目標数値欄は「なし」と記載。
※進捗状況に対する評価 A(極めて良好) B(良好) C(良好でない)

パートナーシップ形成	プログラム名	24. 江東区環境白書の発行
内容	<p>区民等への重要な情報提供手段の一つとして江東区環境白書を発行します。この白書は、江東区の環境の現状を総合的に把握し伝達するとともに、本計画に基づく環境施策の達成状況やその時々々の環境関連の重要な情報を提供するものとして作成します。</p>	
目標	<p>環境基本計画改訂に必要な情報の収集</p>	<p>目標数値</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「江東区の環境」の発行 毎年度 ・「江東区環境白書」の発行 平成21年度
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○「江東区環境白書」は、新たな江東区基本構想策定後に発行することを目途に作成を行う。 ○環境データ集として「江東区の環境」を毎年発行する。 	
20年度取組状況	<p>◆実施内容及び実績数値</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「江東区の環境」を発行 700部作成 	
21年度取組内容	<p>◆取組内容及び目標数値</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「江東区の環境」を作成 ○環境基本計画改定に向けた基礎資料として、「江東区環境白書」を作成する。 	
◆現在までの進捗状況に対する評価・分析・コメント		
<p>評価A：平成16年度より毎年「江東区の環境」を発行している。</p>		
◆今後の取組予定や上記評価を踏まえた課題是正・改善方向		
<p>○「江東区の環境」に掲載したデータを、単年度ではなく経年で評価・分析することにより、江東区の環境の全体像を明らかにした「江東区環境白書」を作成し、環境基本計画改定の基礎資料とする。</p>		

※具体的目標数値が無い場合は、目標数値欄は「なし」と記載。
 ※進捗状況に対する評価 A(極めて良好) B(良好) C(良好でない)

[環境清掃部環境対策課]

江東区環境白書

平成21年11月 印刷物規格表第1類 印刷番号(21)48号

編集発行 江東区 環境清掃部 環境対策課
江東区東陽4-11-28(江東区防災センター内)
☎ 03-3647-9111(大代表)

印刷所 大新舎印刷株式会社

この冊子は環境に配慮し、再生紙を使用しています。



みんなで止めよう温暖化 江東区役所はチーム・マイナス6%に参加しています。

チーム・マイナス6% www.team-6.jp

江東区環境清掃部環境対策課

江東区東陽4-11-28

電話 03-3647-9111(大代表)